岩手県盛岡市

令和7(2025)年度
もりおか女性センター業務概要

指定管理者:特定非営利活動法人　参画プランニング・いわて

はじめに

令和７年度は、さまざまな節目の年にあたり、それらにちなんだ事業展開を行いました。

毎年実施している全体事業のうち、「もりおか展」では、もりおか女性センター開設25 周年にふさわしい講師をお招きし、講演および市民との対談を実施しました。若年女性の地方から都市部への流出とジェンダー課題をテーマに、参加者とともに考え、アクションにつながる貴重な機会となりました。「フェスティバル」では、終戦から 80 年の節目に合わせ、「戦争と性暴力」をテーマとした映画を上映しました。戦争がもたらす過大な被害と加害の歴史を広く知ることから始め、未来において戦争の道を歩まないための意識を共有する場となりました。

各種事業については、例年どおり対象や分野を取りこぼすことなく、内容を工夫し精査して実施しました。効果的なカラー刷りチラシを安価に作成するなどの工夫ができた一方で、昨今の価格高騰の影響で事業費のやりくりは困難を極めました。

市民団体支援事業では８団体の応募があり、３団体を採択しました。今後、市民団体の活動がさらに活発化していくことを期待しています。

また、テトラパック社と全国女性会館協議会の助成事業が昨年に続き採択され、ひとり親家庭を対象に、子どもが家事力を身につけると同時に、食への興味関心を育むことを目的として開催しました。親子で楽しい時間を共有する内容となりました。

防災出前講座や人権出前講座など地域や学校に出向いて実施する講座は、人権意識を育み、男女共同参画の啓発を広げるうえで有効な開催方法であると感じています。

ユースリーダー養成のための連続講座の開催のしかたについては、かねてより時代の変化にそぐわなくなっていることが課題でした。そこで、集客型ではなく、大学や専門学校などに出向き、授業の１コマに入れていただき、講話のほかにワークを組み合わせた「ユースリーダー講座」として新規に開講しました。２大学で３コマ実施でき、ユース世代の人権意識の醸成に手ごたえを得ています。

指定管理の５期目の２年間が終了し、講座等の取組が充実し、市民からも好評を得ている一方で、図書利用者の減少や施設利用者の減少が見られます。市民団体の個別の事情など複数の理由が考えられますが、人口減少の影響も大きいものと思われます。

今後は、新たな層の利用促進や、より快適に施設等の利用をしていただけるよう、創意工夫を重ねて取り組んでまいります。

もりおか女性センターセンター長　　高橋和佳子

INDEX

概　　要 ▶ PP. 1 ～ 7
事業実績 ▶ PP. 8 ～ 36
資　　料 ▶ PP. 37 ～ 50

概　要

1　目的と機能
2　歩み
3　組織と運営
4　施設の概要
　（1）貸出施設
　（2）相談
　（3）起業応援ルーム　芽でるネット

事業実績

1　講座等事業実績
　（1）講座等事業実績一覧
　（2）全体事業・連携事業・市民団体支援事業
　（3）主催講座事業
2　情報事業
　（1）図書
　（2）ニュースレター
　（3）ホームページ
　（4）報道履歴
3　相談事業
　（1）相談件数推移
　（2）相談内訳
4　管理事業
　（1）施設利用状況
　（2）視察・講師・インターンシップ受入等
5　その他
　（1）生理用品配布事業

資　料

1　盛岡市男女共同参画推進条例
2　盛岡市女性センター条例
3　盛岡市女性センター条例施行規則
4　もりおか女性センター運営委員会
　（1）もりおか女性センター運営委員会設置要綱
　（2）令和７年度もりおか女性センター運営委員名簿
5　もりおか女性センター別館（働く婦人の家）の歩み
6　もりおか女性センター主催事業チラシ

概　要

1　目的と機能

女性の自立と社会参画を支援するとともに、男女共同参画を推進する拠点、それが「もりおか女性センター」です。男女共同参画社会の実現のために、各種事業の展開、情報・市民活動の場の提供、相談事業等を行っています。

＜もりおか女性センターの５つの機能＞

学ぶ 学習・研修の機会の場	男女共同参画をテーマにした各種講座等を企画・実施するとともに、市民の自主的な活動を支援します。
出会う・力をつける 活動促進・交流の場	知識や技能の習得、日常生活に役立つ各種講座を実施し、女性センターでの出会いを通じて発足した自主活動グループ等に活動の場を提供しています。
悩み・考える 相談	性別に起因する生きづらさや悩みに寄り添い、解決方法をともに考え、支援する相談事業を行っています。
考え究める 調査・研究事業	男女共同参画に関わる調査・研究を行っています。
知る 情報提供・収集の場	女性問題や男女共同参画社会実現のための図書・資料を収集、提供しています。

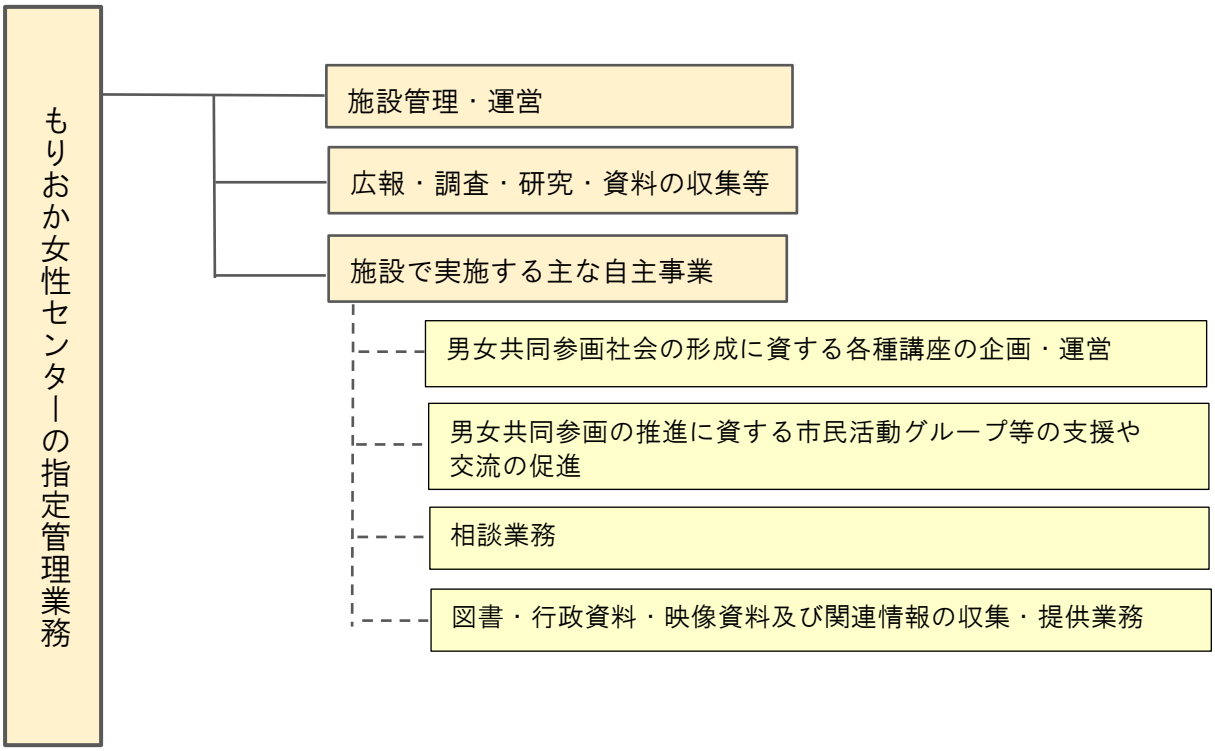
2 歩み

年月日	記事
平成 12･6	盛岡市の中心部に位置する複合施設プラザおでって 5 階に「もりおか女性センター」開設。
17･ 4･ 1	平成 16 年度盛岡市行財政構造改革に基づき両館統合が示され、プラザおでっての 5 階部分をもりおか女性センター本館、旧盛岡市働く婦人の家をもりおか女性センター別館と名称を改めた
18･ 4･ 1	指定管理者制度を導入 指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング･いわて 指定期間:平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
18･ 6	ニュースレターNO.1 号発行
18･ 7	ホームページ開設
19･ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、シングルマザーの就労支援事業を実施(平成 20 年度まで)
19･ 5	ホームページで施設空室公開サービス開始
19･10	財団法人主婦会館(ジョンソン･エンド･ジョンソン社会貢献委員会)より事業を受託し、ドメスティックバイオレンス啓発事業を実施
20･ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、女性の起業支援事業を実施
21･ 4･ 1	第 2 期指定管理期間スタート
21･ 4	ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、配偶者暴力防止事業を実施(平成 23 年度まで)
21･ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、ITを活用した女性農業者のための起業支援事業を実施(平成 23 年度まで)
21･ 6･22	市町村として東北初の配偶者暴力相談支援センターに指定
22･ 1	ふるさと雇用再生特別基金を活用し、女性のための経済的自立支援事業を実施(平成 23 年度まで)
22･ 5･12	もりおか女性センター別館内に女性の起業や就業支援のための「起業応援ルーム 芽でるネット」を開設
22･11	ホームページ上で「ラジオ mjc」を開設(令和 5 年 3 月 31 日終了)
24･ 3	住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、相談室を増設
24･ 4	国際協力NGOオックスファム･ジャパンより事業を受託し、女性の起業や就業支援のための事業を実施(平成 26 年度まで)
25･ 4	緊急雇用創出事業を活用し、DV未然防止及び被害者支援事業を実施
26･ 4･ 1	第 3 期指定管理期間スタート
26･ 4	配偶者等暴力防止事業を実施
26･11	全国女性会館協議会主催第 8 回事業企画大賞受賞
27･ 3･ 1	もりおか女性センター別館休館
27･ 4･ 6	「起業応援ルーム 芽でるネット」をプラザおでっての 1 階に移転
27･12･24	もりおか女性センター別館の廃止
31･ 4･ 1 31･ 4	第 4 期指定管理期間スタート 配偶者等暴力防止事業を実施(継続中)
令和 3･4～6 3･ 7～4･ 3 4･ 4～5･ 3	コロナ禍における女性支援事業を受託し、新型コロナウイルスの感染拡大による様々な要因で不安を抱える女性に対する支援事業を実施
令和 6･4･1	第 5 期指定管理期間スタート 指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング･いわて 指定期間:令和6年4月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

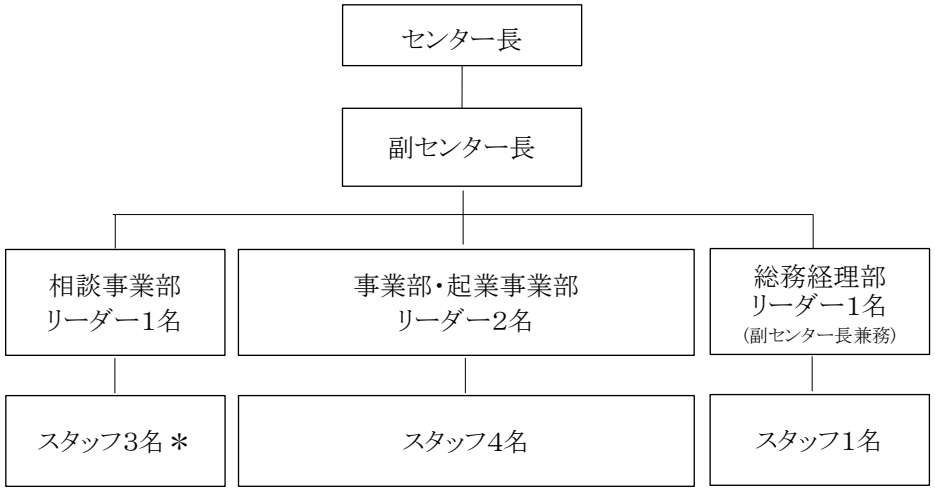
※もりおか女性センター別館(働く婦人の家)の歩みは、P50 参照

3　組織と運営

施　設　名	：	もりおか女性センター
施設の設置者及び所管	：	盛岡市（市民部市民協働推進課男女共同参画推進室）
施設管理運営団体及び代表者名	：	(指定管理者)特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて 理事長　植田　眞弘
指定管理の期間	：	令和6年4月1日～令和 11 年3月 31 日までの5年間



◆組織図（職員 13 名）



（補足）「＊」は、うち、2名は配偶者等暴力防止事業所属職員

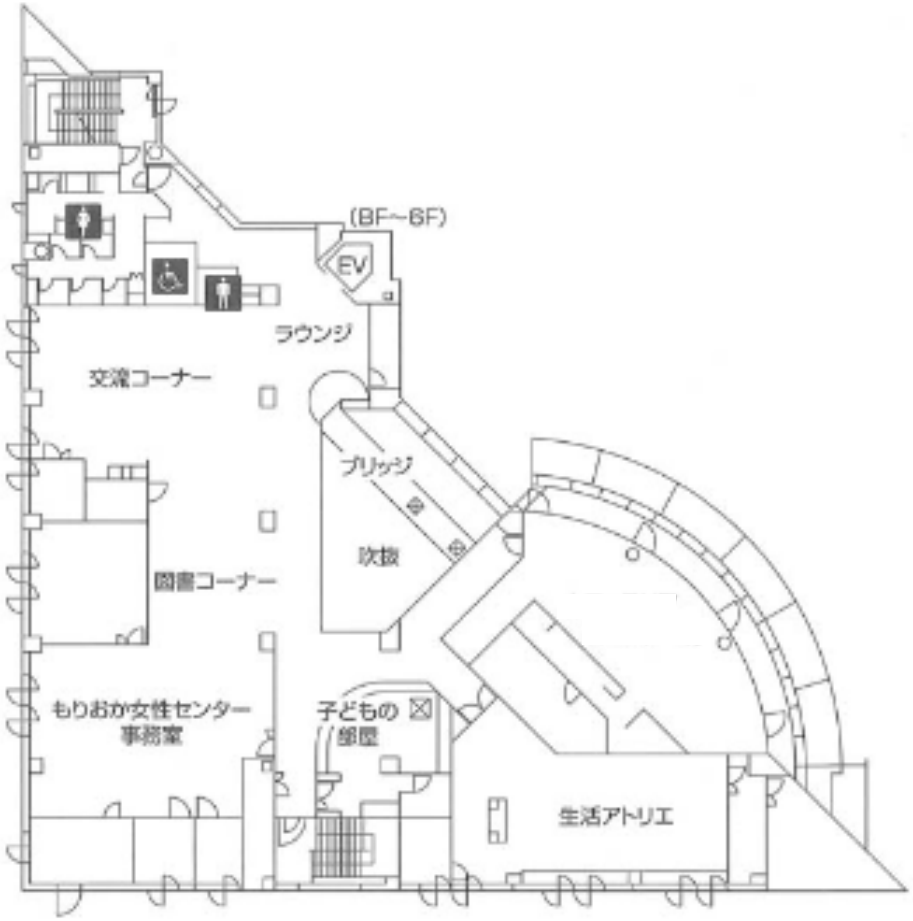
4　施設の概要

所在地　：　〒020-0871 盛岡市中ノ橋通一丁目1番 10 号　プラザおでって1階・5階
開館時間　：　午前9時～午後9時 30 分（月曜日～金曜日）
　　午前9時～午後5時（土・日・祝日）
休館日　：　毎月第2火曜日、年末年始（12/29～1/3）
建物の規模　：　鉄骨鉄筋コンクリート造6階建て地下1階（複合施設）
　　地下1 階　駐車場
　　1 階　起業応援ルーム　芽でるネット　床面積 110 ㎡、
　　北東北交流センター他
　　2～4階　観光文化情報プラザ、盛岡観光コンベンション協会、
　　ホール、会議室他
　　5 階　もりおか女性センター　床面積 699 ㎡
　　6 階　盛岡てがみ館

階	室　名	収容人数	主 な 利 用 方 法	広さ(約)
1階	起業応援ルーム 芽でるネット	－	起業就労支援、関連図書の貸出	110 ㎡
5階	交流コーナー	50	グループ活動、情報交換、読書、新聞の閲覧	113 ㎡
	図書コーナー	12	雑誌、資料の閲覧	38 ㎡
	相談室	8	相談	20 ㎡
	生活アトリエ	36	生活に役立つ衣・食・住の体験学習	98 ㎡
	子どもの部屋	10	託児、子どもと保護者が自由に過ごせるスペース	41 ㎡
	事務室	－	使用申込手続き、図書の貸出し、情報提供	100 ㎡
	会議室	15	会議	36 ㎡
	印刷室	－	登録団体が印刷	9㎡
	資料室	－		6㎡
	その他	－	ラウンジ、トイレなど	238 ㎡

（１）貸出施設

利用対象者	男女共同参画社会実現のために活動している市民団体又はグループ （特定の政治活動、宗教活動、営利を目的とする活動は利用不可）
利用方法	1　仮申請 利用希望日の3か月前の9時から電話または窓口にて受付 2　本申請 仮申請より、原則7日以内に来館のうえ「使用許可申請書」を提出
利用時間	午前9時～午後9時 30 分（月曜日～金曜日） 午前9時～午後5時（土・日・祝日）
休館日	毎月第2火曜日、年末年始（12/29～1/3）
利用料	無料



施　設　名	生活アトリエ
収　容	36 人
広 さ（約）	98 ㎡
設　備	長テーブル 10 本、イス 30 脚
主な利用方法	生活に役立つ衣・食・住の体験学習
対　象	男女共同参画社会のために活動している、概ね5名以上の団体・グループが利用可 ※原則1団体につき月2回の利用



施　設　名	交流コーナー
収　容	50 人
広 さ（約）	113 ㎡
設　備	机、椅子、ロッカー、湯沸し機等
主な利用方法	グループ活動、情報交換、読書、新聞の閲覧
市民団体予約席	男女共同参画社会実現のために活動している市民団体に限り、2テーブルまで予約可 （2テーブル6～8名程度）



施　設　名	子どもの部屋
収　容	10 人
広 さ（約）	41 ㎡
設　備	円形座卓、遊具等、トイレ、シャワー
主な利用方法	託児、子どもと保護者が自由に過ごせるスペース
対　象	就学前の乳幼児とその保護者



施　設　名	図書コーナー
収　容	12 人
広 さ（約）	38 ㎡
設　備	図書、DVD・ビデオ、机、椅子
主な利用方法	雑誌、資料の閲覧
対　象	どなたでも　※要利用登録
貸出期間等	本3冊、映像資料2本 （本、映像資料合わせて3作品） ※2週間以内
蔵　書	8,361 冊(令和8年3月末現在)



施　設　名	印刷室
収　容	―
広 さ（約）	9㎡
設　備	印刷機、折機、裁断機、机
主な利用方法	盛岡市男女共同参画団体登録「なはんネットもりおか」に登録がある団体に限り利用可 ※ロッカー利用可



（２）相談

ア 女性相談

女性を対象とし、生活や生き方に関わる身近な問題について幅広く相談に応じ、相談者自らの主体的な問題解決を促進しながら、[1]エンパワーメントにつながる支援を目指す。



（ア）実施場所　もりおか女性センター内

（イ）方法　　面接・電話・メール

○開設日時　月・火・金　10 時から 17 時／水・木　10 時から 20 時

イ 男性相談

男性の抱える生きづらさに寄り添った、男性相談員による問題解決のサポートをする。

（ア）実施場所　プラザおでって1F 起業応援ルーム 芽でるネット

（イ）方法　　面接・電話

○開設日時　月1回土曜日　10 時から 12 時

ウ LGBT 相談

性別の違和感、性的指向、性自認、またアウティング・カミングアウトで悩んでいる方のためのサポートをする。家族、友人などご本人以外からの相談も可。

※メール相談は令和2年4月 30 日開設

※男性相談は令和4年1月開設、LGBT 相談は4月開設

※盛岡市配偶者暴力相談支援センターは平成 21 年 6 月 22 日指定

（３）起業応援ルーム　芽でるネット

女性の起業や就労に関する支援を行い、女性の経済的自立を目指す。



主な内容　：　起業講座や就労支援講座等の開催
起業や就労に関する個別相談、パソコン貸出・操作のサポート、コワーキングスペースの貸出、出店体験
起業や就労、パソコン活用のための本の貸出

利用時間　：　月曜日～金曜日　10 時から 17 時（12 時～14 時休室）
※毎月第2火曜日及び土日・祝日・年末年始は休室
別サポート等は、要事前予約

施　設　名	図書コーナー
設　　備	図書
主な利用方法	図書等の閲覧、貸出し
対　　象	どなたでも　※要利用登録
貸出期間等	本3冊　※2週間以内
蔵　　書	193 冊（令和8年3月末現在）
図書分類	起業関連図書／パソコン活用関連図書



ホームページ：http://www.sankaku-npo.jp/mederunet

[1]「エンパワーメント」とは
人生のさまざまな選択において自己決定をし、自分らしい人生を生きる力を獲得することです。

事業実績

1　講座等事業実績

（1）講座等事業実績一覧

男女共同参画社会の実現に向けて、学習の場と啓発のための情報提供を目的とし次の事業を開催した。

区分	開催日	事業名	回数	定員（人）	実数（延べ人数）
全体事業	6/13～27	男女共同参画週間もりおか展 2025 ①講演会：地方女子はなぜ生きづらい？ ～私たちが生きやすい社会をつくるには～ ②展示等：事業関連パネル・図書展示・DVD 上映	15 日間	①130 (当初 100) ② —	683 ①120 ②563
	9/12～19	もりおか女性センターフェスティバル 2025 ①映画会：『黒川の女たち』２回上映 ②展示：利用団体活動紹介・女性起業家事業紹介展示	８日間	①映 画会 各 100 ② —	521 ①映画会 209 ②312
	11/12～25	なくそう！女性に対する暴力 2025 テーマ〝性暴力をなくそう〟 街頭キャンペーン、パープル・ライトアップ、事業関連展示	14 日間	—	2,266 街頭ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ 1,521 ｾﾝﾀｰ来場者 745
連携事業	5/16,21	盛岡市 令和７年度ＤＶ被害者対応研修	1	30	36
	5/23	岩手大学 女性のキャリア形成支援リカレント プログラム 2025 ベーシックコース カリキュラムⅠ・実践的スキルアップ セミナー「社内で使える!仕事に役立つ！論理的 プレゼンテーション術」	1	— 連続 20 一般 30	36 連続 18 一般 18
	9/23	日本テトラパック㈱助成事業 基本の『キ』！ひとり親ファミリークッキング DAY	1	８組	７組 17 人
	1/15	盛岡市令和７年度多様な人材の活躍推進 フォーラム 人手不足を乗り越える！働き方改革で実現する 選ばれる企業づくり ～女性活躍・男性育休取得推進に効く、明日から出来る ダイバーシティマネジメントのコツ～	1	50	26

区分	開催日	事業名	回数	定員 （人）	実数 （延べ人数）
市民団体支援事業	10/15	団体名：防災アクショングループ ワークショップ 男女共同参画の視点を取り入れた みんなが安心できる避難所にするために	1	25	19
	11/１	団体名：ジェンダーカフェ in もりおか 勉強会 セクシュアル・マイノリティに対する 性暴力とサバイバー支援	1	20	9
	12/13	団体名：Compass 講演会 離婚後共同親権について知ろう ～離婚後の未来を描くために～	1	30	44 内アーカイブ 23
主催講座	６/22,28, ７/５	ジェンダー論講座 LOOK at MOYAMOYA 2025	3	15	78 内アーカイブ 24
	９/28, 10/９,23	防災連続講座 多様な視点で学ぶ「わたしたちの防災」 ①連続講座②公開講座	3	①15 ②35	55 ①32 ②23
	６～２月	防災出前講座 「女性・高齢者・障がい者など 多様な視点から防災を学んでみよう」	通年	－	９地区 253
	【内訳】	６/３　薮川地区公民館（９人） ７/23　若園町町内会（８人） ８/９　飯岡地区民生児童委員協議会（18 人） ８/30　盛岡市総合防災訓練（72 人） 10/５　防災スキルアップ研修会(76 人) 10/６　小山町内会(26 人) 10/11　東緑ヶ丘団地町内会(７人) 10/24　松園地区公民館(14 人) 12/２　下米内町内会(23 人)			

区分	開催日	事業名	回数	定員 （人）	実数 （延べ人数）
起業支援講座	5/31	Instagramで集客　ビジネス活用講座 実践編 ～ストーリーズを投稿してみよう～	1	30	22
	11/24, 12/6,20, 1/24,	女性起業芽でる塾 ①連続講座 ②公開講座（先輩女性起業家講演会・ チャレンジショップ）	4	①20 ②30	197 ①66 ②38 来場者 93
	1/23, 2/6,13	就労支援講座 リアルトークからはじまる わたしたちの就職	3	12	22
相談事業	5/19,22, 11/7	ユースリーダー講座	各1	－	2校 134人
	【内訳】	5/19　岩手県立大学　社会福祉学部　3・4年生（29人） 5/22　盛岡大学　文学部 社会文化学科（16人） 11/7　盛岡大学　文学部 社会文化学科（89人）			
	1/31, 2/21	みんなのおしゃべりルーム テーマ：親子関係 テーマ：夫婦関係	各1	各5	7
	原則 第4水曜日	ウィメンズサロン・ゆるり	各1	－	56
人権出前講座	4～3月	生徒・学生のための人権出前講座 「大切なわたし・大切なあなた」	各1	－	9校 1,597
	【内訳】	6/16　星北高等学園（93人） 7/9　盛岡市立仙北中学校　3年生（208人） 7/14　岩手県立南昌みらい高等学校　1年生（336人） 8/19　盛岡中央高等学校附属中学校　3年生（39人） 9/29　江南義塾高等学校　（297人）			

区分	開催日	事業名	回数	人員（人）	実数（延べ人数）
	【内訳】	９/30　岩手県立盛岡北高等学校　２年生（207 人） 10/30　盛岡市立上田中学校　３年生・ＰＴＡ講話（135 人） 11/４　岩手県立雫石高等学校（25 人） ３/19　岩手県立盛岡第四高等学校　１年生（257 人）			

※定員及び実数（延）は、上段が合計の数を示したもの

（２）全体事業・連携事業・市民団体支援事業

第3次盛岡市男女共同参画推進計画　基本目標1（施策1、2、3）

事業名	男女共同参画週間もりおか展 2025
実　施　日	6月 13 日（金）～27 日（金）　※講演会6月 22 日（日）
対　　象	どなたでも
回　　数	15 日間
定　　員	①130 人（当初 100）②－
参加者延べ人数	683 人(①120 人 ②563 人)
目　　的	国が定める「男女共同参画週間」にあわせ、地域の男女共同参画推進を図るために「人口減少社会・少子高齢化とジェンダー」に焦点を充て、広く市民に啓発・推進していくことを目的に開催する。
内　　容	■①講演会・アフタートーク 演 題：地方女子はなぜ生きづらい？～私たちが生きやすい社会をつくるには～ 講 師：上野千鶴子さん （社会学者・東京大学名誉教授・認定 NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク(WAN)理事長） アフタートーク： 登壇者：上野千鶴子さん、大石南花さん、佐藤真子さん、高橋佑未さん ■②展示・DVD 上映 ・男女共同参画社会基本法パネル ・なるほどジェンダーパネル ・28 歳の働く私 ・日本のジェンダーギャップ指数、岩手のジェンダーギャップ指数 ・もりおか女性センター25 周年のあゆみ ・事業概要(令和 6 年度チラシ展示含) ・男女雇用機会均等法(盛岡で働く女性)アンケート結果 【図書・DVD 上映】 ・男女共同参画関連図書 ・男女共同参画関連 DVD 上映　など
成　　果	・もりおか女性センター開設 25 周年を機に、上野千鶴子さんを講師に迎え、日本における女性学の変遷や現状の課題解決に向けたヒントをお話しいただいた。参加者に新たな気づきや学びを得る機会を提供し行動変容を促すことができた。 ・アフタートークでは、10～30 代の若年層女性の声を幅広い世代で共有し、日常の悩みがジェンダーに関わる社会課題であることに気づく場となった。 ・男女雇用機会均等法成立から 40 年の節目にあたり、盛岡市内で働く女性 106 人にアンケートを行い、その結果をパネル展示した。
参加者アンケート	・今回のようなテーマの話を聞くのは、初めてで多くの学び、発見があった。また年齢別の登壇者を交えてのアフタートークも大変興味深かった。 ・もりおか女性センターという名称の継続を望みます。一歩社会に出ると男性中心社会であり、女性を真ん中に置いた都市をめざす盛岡を全面に出してほしいです。 ・素晴らしい講演でした。どれくらい女性が我慢して生きてきた社会だったのか、涙が出そうでした。「わきまえない女」になります。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画　基本目標1(施策1、2、3)・2-1(施策4)・3-1(施設2)	
事業名	**もりおか女性センターフェスティバル 2025**
実　施　日	9月 12 日(金)～19 日(金)　※映画会9月 13 日(土)（2回上映）
対　　象	どなたでも
回　　数	8日間
定　　員	①200 人(各 100 人) ②－
参加者延べ人数	521 人(①209 人、②312 人)
目　　的	戦後 80 年を迎える今年度は、「戦争と性暴力」をテーマに映画上映を行う。映画を通して過去の戦争の事実に目を向け、風化させないために記憶と歴史を見つめ直し、市民とともに改めて「平和」について考え、ジェンダー平等の機運を推し進める機会とする。 また、市民団体・女性起業家の紹介展示を通して、地域に根差した市民活動の“見える化”を図り、市民一人ひとりの社会参画を後押しすることを目的とする。
内　　容	①映画会・メッセージ動画 ・黒川の女たち／99 分・2025 年・日本 ・松原文枝監督および上野千鶴子さんのメッセージ動画 ②展示 ・利用団体活動紹介 ・女性起業家事業紹介 ・映画紹介
成　　果	・定員を超える申込があり、20～80 代の幅広い層の方に参加していただけた。 ・「戦争と性暴力」の隠された問題に向き合う機会を提供し、また世代を超えたつながりをつくることができた。 ・例年実施の「活動団体紹介展示」は協力依頼の呼びかけを丁寧に行ったことで昨年より6団体多い 21 団体の参加となった。
参加者アンケート	・全く知らない事実に基づいた映画を上映して下さった事に感謝です。加害と被害、色々考えさせられました。声を上げてくれなかったら、又それを何とか残さなければと動いてくださった方々の勇気と行動に敬意。声を上げる事が大切だということがよくわかりました。 ・すばらしい映画でした。ハルエさんはじめこの事実を語り残す努力をして下さった皆様に感謝します。黒川の女たちの美しい友情、きずな、すばらしかったです。語りつぐ人になりたいと思いました。 ・どのように伝えるか。そして平和であることをどう勝ち取っていくのか。自分ができることは何なのか。簡単には見つからないが、見つける努力をしていきたいと思う。

事業名	なくそう！女性に対する暴力 2025
実　施　日	11 月 12 日（水）～25 日（火）　※パープル・ライトアップ 15 日(土)～21 日(金) ※街頭ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ 20 日(木)
対　　象	どなたでも
回　　数	14 日間
参加者延べ人数	2,266 人（①745 人 ②1,521 人）
目　　的	・女性に対するあらゆる暴力の未然防止と根絶を目指す。（前年度同様、性暴力をなくそうをテーマにする） ・被害当事者にメッセージを届けるとともに、一般市民(特に若年女性)の関心を喚起し、暴力根絶について意識啓発を行う。
内　　容	■パープル・ライトアップ ・東北電力ネットワーク株式会社 岩手支社 無線鉄塔 ■①展示（もりおか女性センター会場） ・事業関連掲示物の展示 ・メッセージ T シャツの展示 ・パープルリボンツリー ・関連図書の紹介 ・パープルリボンキルトの展示 ■②街頭キャンペーン ・JR 盛岡駅北口2F フェザン入口、IGR 盛岡駅入口にて啓発グッズを配布
成　　果	・不特定多数の市民等に直接啓発することのできる唯一の全体事業として、街頭で多くの市民に声がけし、運動への理解を促進することができた。 ・交流コーナーの展示物のメッセージ T シャツの背景を、センター長より聞く機会を設けたことで、職員の運動に対する理解をより深めることができた。
参加者ｱﾝｹｰﾄ	実施していない。

事業名	盛岡市 令和７年度 DV 被害者対応研修
実　施　日	5月 16 日（金）、21 日（水）
対　　象	①盛岡市 新採用職員、各課等窓口対応職員、業務でDV被害者と接する機会がある職員、その他希望する職員（会計年度任用職員含む） ②盛岡広域圏市町職員
回　　数	2回
定　　員	各 30 人
参加者延べ人数	36 人
目　　的	市役所職員は行政機関の中でも市民に近いため、命の危険がある DV 被害者と接する可能性も高く、被害者の立場に立った適切な対応と情報管理が強く求められる。市職員が DV についての知識や実践的な窓口対応及び情報管理の徹底について習得することで、DV 被害者を守り、被害の深刻化や二次被害を未然に防ぐため実施するものとする。
内　　容	■第一部 DV の基礎知識と対応の留意点 （1）「DV 被害者窓口対応の手引き」の活用について（男女共同参画推進室） （2）DV の基礎知識と窓口対応について（もりおか女性センター） （3）被害者支援における庁内の協力体制について(こども家庭センター)
成　　果	・被害者の対応や情報を守ること、DV 証明について伝える事ができた。 ・DV 被害者の配慮について伝える事ができた。
参加者アンケート	・証明書等を発行する上で、とても勉強になりました。 ・窓口電話では、特に情報漏洩について気を付けていきたいと思いました。 ・慣れない業務の中で既に担当地区で DV や DV 疑い等のケースがあり、迷うことが多々あります。「ここは情報共有 OK」「ここは共有不可」等、被害者でもそれぞれで対応が難しそうだといつも感じています。被害者側の安全とプライバシーに十分に配慮し、担当部署に繋げ適切な支援が出来るようにしたいと思いました。今回の研修に参加出来て良かったです。日々の業務に活かしていきます。

事業名	岩手大学 女性のキャリア形成支援リカレントプログラム 2025 ベーシックコース カリキュラムⅠ実践的スキルアップセミナー
実　施　日	5月 23 日（金）
対　　象	事業所で働く、これからリーダーとなっていく女性
回　　数	1 回
定　　員	50 人 （連続 20 人・一般 30 人）
参加者延べ人数	36 人 （連続 18 人・一般 18 人）
目　　的	岩手大学と県内の複数自治体が協働で実施する「女性のキャリア形成支援リカレントプログラム 2025」の一つとして、女性従業員の離職、モチベーションやキャリアアップに対する意欲の低さなどの課題に鑑み、自身のキャリアを意識すること、リーダーを目指すことの第一歩を踏み出すことを目的とし、「論理的プレゼンテーション術の習得」や、「キャリアの自己理解」「ネットワークカフェ」等を行うセミナーを実施し、県内事業所で働くこれからリーダーとなっていく女性のキャリアアップに繋げるもの。
内　　容	■実践的スキルアップセミナー 社内で使える！仕事に役立つ！論理的プレゼンテーション術 講師: 坂田静香さん（NPO 法人全国女性会館協議会　事務局長）
成　　果	・論理的プレゼンテーションの基礎や実践を交えながら学び、社内プレゼン、部署間調整、販促資料、SNS 広報など、各自の仕事に直結した実務への応用意欲が高まった。 ・参加者アンケートより、性別により自分自身に制限をかけていたことに気づき、意識を変えてみようという声があった。講師のエピソードを通じ、無意識の思考の枠を広げる機会になった。 ・はじめにぎこちなく発表をしていた参加者が、講師の講義を受けた後、同じ内容の発表を行ったとき、内容に膨らみが出て、具体性が出てきた。
参加者アンケート	・人に何かを伝えるときに、伝える目的は何なのかを忘れないこと、うまく伝えるための表現方法を学びました。また、女性だから…といって自分の考えに蓋をしないよう意識したいと思います。 ・皆さんの積極的な進行や取りまとめのおかげで、スムーズにお話しする事ができました。それぞれの職場環境での悩みや、それを踏まえた上でこういう人物になりたいという目標をもっている、皆さんの意識の高さに感心しました。自分も、意識を変えて前向きに仕事に取り組もうと思いました。 ・特に印象に残ったのは「思いが伝わる数字の表現方法」の部分です。普段、様々な資料や広告等を目にしておりますが、印象に残ったものはどれも数字の表現方法にひと工夫入れているものばかりだと改めて気づきました。そういったちょっとした工夫がそれを見た人に対して変化をもたらすのだと実感しました。

事業名	**日本テトラパック㈱助成事業** **基本の『キ』！ひとり親ファミリークッキング DAY**
実　施　日	9月 23 日（火・祝）
対　　象	ひとり親(またはそれに準ずる状況にある方)とその子ども(小学生)
回　　数	1 回
定　　員	8組
参加者延べ人数	7組 17 人
目　　的	ひとり親家庭では、家事や育児を分担できるパートナーがいないため、常にワンオペ育児を担いながら、生計を維持するために働かなければならない傾向にある。そのため、子どもと過ごす時間が限られてしまうことから、「忙しくてかまってあげられない」という葛藤を抱えることが多い。こうした状況を踏まえ、本事業では親子が共に調理という共通体験を通じ、親が子どもの成長や新たな発見を感じ、親子のコミュニケーションを深める機会とする。子どもにとっては、親と一緒に楽しみ協力する経験を通じて自尊心や達成感を育み、生活面での自立心を促す。 さらに、子どもが自分で料理をすることで親の家事負担の軽減につなげ、親が安心して仕事に取り組める環境づくりを目指す。加えて、リサイクル体験を取り入れることで環境問題への意識を高め、日常生活において環境に配慮した行動を促進させる。同時にひとり親同士の交流の場を提供する。
内　　容	■親子の食事づくり ワークショップ 講師：佐藤満子さん(料理研究家)
成　　果	・親子で基本メニュー（ごはん、みそ汁、主菜）の調理に取り組むことを通して、子どもが主体的に家事に参加する姿が見られた。また、自宅では親子一緒に料理をしようとしても、準備や後片付けなど負担が大きいが、安心安全な場で講師に教わりながら基本のメニューを作ることができたことで家事参画のきっかけを提供した。 ・参加した親からは「普段一緒に料理できる機会が無いので、楽しく参加することができた」「茶碗洗いをできないと思っていたがちゃんと洗えていた」といった声が聞かれ、子どもの成長や新たな一面に気づく機会となったことで、親子の対話やふれあいが自然と生まれ、コミュニケーションの活性化につながった。また、調理の中で食材を使い切る工夫や残さず食べる意識に触れることで、食品ロスをはじめとした環境問題への関心を高めるきっかけともなった。さらに、同じひとり親家庭同士が調理や実食の時間を共有する中で会話が弾み、参加者同士のつながりの場としても機能したことから、交流の場を提供することができた。 ・早い段階で定員に達し、キャンセル待ちも設けた。また、当日含めたキャンセルもなく当日運営することが出来た。
参加者アンケート ※親と子どもの回答	・せまい台所で、急いで作らなければならない状況なので、広い所で段取り良く、料理ができる。というのはとてもありがたいです ・普段一緒に料理できる機会が無いので、楽しく参加することが出来ました。ありがとうございました。 ・みんなで料理をして、みんなと沢山食べておいしかったし、作るのも楽しかったので、来年もやりたいです。

<table>
<tr><td colspan="2">第3次盛岡市男女共同参画推進計画　基本目標3-2（施策1、2，3）</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td>令和７年度盛岡市多様な人材の活躍推進フォーラム
人手不足を乗り越える！働き方改革で実現する選ばれる企業づくり
～女性活躍・男性育休取得推進に効く、
明日から出来るダイバーシティマネジメントのコツ～</td></tr>
<tr><td>実　施　日</td><td>1月 15 日（木）</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td>企業経営者、管理職の方、テーマに関心のある市民等</td></tr>
<tr><td>回　　数</td><td>1 回</td></tr>
<tr><td>定　　員</td><td>50 人</td></tr>
<tr><td>参加者延べ人数</td><td>26 人</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>性別や年齢などに関わらず多様な人材が、仕事と生活を両立させながら、働きがいをもって活躍できる職場環境を整えていくことは、一人一人の豊かで多様な生き方を可能とするのみならず、持続可能な地域社会の形成、企業の継続的な発展に有効な取組である。
市内企業等にその意義と必要性を啓発することにより、誰もが安心して働き続けられる企業、事業所を増やすための一助とすることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>■誰もが働きやすい職場づくりについて
・ダイバーシティ推進の必要性
・両立支援により期待できる効果
・具体的な取組事例　など
講師：和田正人さん（株式会社ワーク・ライフバランス/コンサルタント）</td></tr>
<tr><td>成　　果</td><td>・働き方改革やダイバーシティ推進が必要な理由を解説いただき、現在の労働力確保（女性・障がい者等を採用するだけでなく、労働参画できる職場・働き方を作ること）と未来の労働力確保（共働きと少子化対策の両立）について共有した。
・働き方改革のための職場づくりについて現状と課題を解説いただき、多様性を生産性に繋げるための「心理的安全性」についても具体的な方向性を探ることができた。</td></tr>
<tr><td>参加者アンケート</td><td>・会社組織のジェンダーバイアスの解消は管理職の意識変革が必要である。またアンコンシャス・バイアスについては男女ともその実態を知る必要性がある。
・ワークファミリーバランスという言葉が印象に残った。
・心理的安全性がとても大事な事だと改めて思った。今まで違和感のあることをそのままにしていたので、ありたい姿に近づくための「カエル会議」はいい案だと思った。
・多様性↑×心理的安全性↑＝生産性↑であることが分かった。</td></tr>
</table>

事 業 名	市民団体支援事業
実　施　日	①10 月 15 日（水） ②11 月1日（土） ③12 月 13 日（土）
対　　象	ー
回　　数	各1回
定　　員	① 25 人 ②20 人 ③ 30 人
参加者延べ人数	① 19 人 ②9人 ③ 44 人(内アーカイブ 23)
目　　的	市民活動を行っている市民団体と女性センターが連携・協働し、事業の企画や実施を通して学びや意識の向上を図り、男女共同参画の推進ならびに団体活動の活性化をめざすものである。 また、本事業を通して、市民の地域の課題解決への理解を深め、男女共同参画への意識を啓発・促進することを目的とする。
内　　容	■団体名: 防災アクショングループ ①ワークショップ 男女共同参画の視点を取り入れたみんなが安心できる避難所にするために ■団体名: ジェンダーカフェ in もりおか ②勉強会 セクシュアル・マイノリティに対する性暴力とサバイバー支援 ■団体名： Compass ③講演会 離婚後共同親権について知ろう！～離婚後の未来を描くために～
成　　果	・周知用チラシやホームページの活用により、8団体から申請（うち新規5件）があり、ジェンダー平等社会の課題解決に沿った事業計画のもと、利用促進を図ることができた。 ・SNSやホームページを活用し、団体のイベントの周知をすることができた。周知のサポートを行い、設立年数が若い市民団体の活動展開の後押しができた。 ・講座修了生で結成された自主グループ（防災アクショングループ）が事業を実施し、継続した活動の機会を提供できた。 ・「共同親権」「セクシュアル・マイノリティの性暴力」など社会的テーマに踏み込んだ内容の事業が開催され現状・課題などの知識を市民へ伝えることができた。
参加者アンケート ※事業参加団体の回答	① ・アンケート結果から、男女共同参画の理解が 95%あり、またトイレ問題や防災食や備蓄品にも興味を深めた。 ・マンションのトイレの問題点について発表資料を受講者から希望されたり、備蓄ポーチに関心を持つ人もいた。 ② ・幅広い世代、立場の人の参加があった。アンケートでは「良かった」または「非常に良かった」と回答しており、参加者にとって満足度の高い事業となった。 ・ジェンダーカフェ in もりおかのイベントに初めて参加する人が多く、広く性暴力に関する問題を周知することができた。 ③ ・参加者に「離婚後共同親権」について周知を図ることができた。会場参加者の多くから、「分かりやすかった」「参加してよかった」との声が寄せられ、制度改正に対する不安や疑問を整理する機会となった。 ・アーカイブ配信も会場参加と同等の申込があり、市民の関心の高さが伺えた。

（3）主催講座事業

第3次盛岡市男女共同参画推進計画　基本目標1（施策1、3）・3-1（施策2、3）	
事業名	**ジェンダー論講座** **LOOK at MOYAMOYA 2025**
実　施　日	6月 22 日（日）、28 日（土）、7月5日(土)
対　　象	テーマに関心のある女性
回　　数	3回
定　　員	15 人
参加者延べ人数	78 人(内アーカイブ 24 人)
目　　的	少年マンガと怪談を題材に性差表現の歴史的変遷をたどりながら、 私たちはどのような影響を受けてきたのか、社会的・文化的につくられる固定的な性別役割意識の解消に向けて考える機会とする。また、グループワークを通して課題解決に向けた方策を検討し、参画力（地域づくり人材）をもった人材の育成を目指す。
内　　容	■第1回：男女共同参画週間もりおか展 2025 講演会・アフタートーク 演題：地方女子はなぜ生きづらい？～私たちが生きやすい社会をつくるには～ 講師:上野千鶴子さん（社会学者、東京大学名誉教授、認定 NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク(WAN)理事長） アフタートーク： 登壇者：上野千鶴子さん、大石南花さん、佐藤真子さん、高橋佑未さん ■第2回：講義・グループワーク 少年マンガにおけるジェンダーの表現～時代と共に変化するマンガの世界～ 講師: 西原麻里さん（跡見学園女子大学文学部現代文化表現学科） ■第3回：講義・グループワーク 怪談とジェンダー～なぜ幽霊は女性が多い？～ 講師: はらだ有彩さん（文筆家）
成　　果	・少年マンガが形成されてきた歴史的・文化的背景について、ジェンダーの視点からの解説をいただいた。特に、「スポ根」に代表される高度経済成長期の物語構造や、『少年ジャンプ』が描く男性性の変化に関する分析を通じて、「男らしさ」による抑圧構造とその影響について学ぶことができた。また、ジェンダーの視点から文化やメディアを再考する貴重な機会となった。 ・講義を通じて、参加者はジェンダーと文化表現との関わりについて深い理解を得るとともに、意見交換を通じて現代社会においても実際にあるジェンダーによる生きづらさや問題に気づくきっかけを提供できた。
参加者アンケート	・幼いころから身近にあった「マンガ」をジェンダーの視点で見つめ直すのが新鮮な体験だった。無意識に「男女で違う役割」が描かれていたのだなと気づいた。映画やドラマと比べると「少年向け」「少女向け」などジャンルが分かれているからこそ、男性性・女性性がより鮮明にメッセージとして込められているのかな…。一方で、無意識の刷り込みがここまで！？有効なのであれば、マンガではより良い社会にするためのメディアとしての役割を期待したいなと思いました。 ・「なぜ幽霊には女が多いか」という視点がありましたが、その事実(幽霊とは女、セリフは「うらめしやー」死ぬしかない、恨み辛みを死んでからつぶやくだけで、生きているうちに現状を何とかする力のないのが女)の背景に女は何の力もない弱いものというステレオタイプによって型にはめられているのではないかと気づかされた。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画　基本目標1（施策1、3）・2-1（施策3）・3-1(施策2)

事業名	防災連続講座 多様な視点で学ぶ「わたしたちの防災」
実　施　日	9 月 28 日(日)、10 月 9 日(木)、23 日(木)
対　　象	テーマに関心のある方
回　　数	3回
定　　員	50 人(連続 15 人・公開 35 人)
参加者延べ人数	55 人(連続 32 人・公開 23 人)
目　　的	災害時の影響は性別や年齢、障がいの有無などにより異なるものの、女性の参画が不十分で、男女のニーズの違いが配慮されない課題があった。これは平常時の固定的な性別役割意識が背景にある。防災・復興には男女共同参画の視点が不可欠であり、本講座では、誰もが自分らしく過ごせる環境づくりのために、性別にとらわれず主体的に行動できる人材の育成を目指す。
内　　容	■第1回：【連続講座①／公開講座】 講義：ジェンダーと防災・復興 講師：長谷川公一さん（盛岡大学学長） ■第2回：【連続講座②】 ①講義：多様な避難方法と公助 講師：盛岡市危機管理防災課 ②グループワーク：避難所運営ゲーム HUG 体験 講師：盛岡市消防対策室 ■第3回：【連続講座③】 ①事例発表：わたしが活動を始めた理由～一歩踏み出すヒント 講師：石黒直美さん ②グループワーク ③振り返り 講師：もりおか女性センター副センター長
成　　果	・ジェンダー視点を持った社会学者の講師（盛岡大学学長の長谷川先生）による講義を通し、女性の参画やジェンダーと防災の繋がりについて自分事として考える一助となった。 ・受講を通して「気づき」を得て視点が広がり、男女共同参画の観点から地域防災を考える一歩につながるとともに、仲間とつながり協働する重要性が共有され、活動を始める心理的ハードルの下がったことが窺えた。
参加者ｱﾝｹｰﾄ	・災害女性学の重要性を男性の研究者が地域に合わせた内容で分かりやすくお話しくださり、身近なものとして聞くことができました。非常時だけでなく、日常的に防災を考えていく必要性を改めて感じました。 ・ハザードマップの基本知識や情報収集方法について学べて良かったです。また、HUG はとても有意義な体験でした。 ・仲間と共有。安心できる人とつながって活動する。必ず連携、協働が必要。一歩踏み出そうと思っている方には参考になったと思う。

事業名	**防災出前講座 「女性・高齢者・障がい者など、多様な視点から防災を学んでみよう」**
実　施　日	6月～2月
対　　象	町内会や自主防災組織・防災に関心のある市民グループ
回　　数	各1回
定　　員	ー
参加者延べ人数	9地区 253 人 （内訳） ６／３　薮川地区公民館（９人） ７/23　若園町町内会（８人） ８／９　飯岡地区民生児童委員協議会（18 人） ８/30　盛岡市総合防災訓練（72 人） 10/５　防災スキルアップ研修会（76 人） 10/６　小山町内会（26 人） 10/11　東緑ヶ丘団地町内会（７人） 10/24　松園地区公民館（14 人） 12/２　下米内町内会（23 人）
目　　的	東日本大震災をはじめとした過去の大規模災害の教訓を学び、いつ発生するかわからない災害に備え、ジェンダーの視点による地域防災をテーマとした基礎知識を学ぶ機会とする。また、自身の地域の災害リスクを知り、多様な人々が安心・安全な暮らしについて共に考え、防災・減災の地域力を高めることを目的とする。
内　　容	■多様な視点で見る災害時の困難、日頃から家庭でできる防災対策の話・ワークなど 講師: もりおか女性センター　職員
成　　果	・「女性センターを利用したことがない」と回答した地域が多く、女性センターの周知に貢献できた。 ・防災マイボトルはコンパクトなサイズで、高齢の方や子どもでも持ちやすいことから、「自分も作ってみたい」という声があり、防災意識向上につながった。 ・グループワークや段ボールトイレの実演など、積極的に話したり参加する様子があり、参加者同士での意識共有や地域のつながり作りになった。 ・参加者の地域の女性部会などで、出前講座を実施してほしいという声があった。 ・地域の身近な相談員である民生委員に多様な視点からの防災についてお伝えすることができた。アンケートではもっと具体的な避難所運営方法を知りたいという声が寄せられ、課題を発見するための視点形成の場を提供することができた。
参加者アンケート	・防災について多様な視点で対策を考えておく必要性があることを改めて認識することができました。非常時にはどうしても男性のリーダーに従わざるを得ないような現実があり、女性が口を挟めないような状況もあると思います。平常時から多様な視点での対策が必要であることの共通認識を持つことが重要であると感じました。貴重なお話をいただきありがとうございました。 ・避難所で健康に過ごすためにいろいろな配慮が必要であると実感した。女性、障がい者等に対する知識が多少わかり、とても助かった。 ・前にも受講したが、忘れていることが多く気づくことがあり大変良かった。備蓄品は用意しているが、各自のものとしてではないので、分けなければと思いました。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画　基本目標1（施策2）・3-2（施策1）

事業名	**Instagramで集客　ビジネス活用講座　実践編 ～ストーリーズを投稿してみよう～**
実　施　日	5月 31 日(土)
対　　象	自身の Instagram アカウントを持っている、Instagram の投稿経験のある、起業を目指している女性・起業して間もない女性(起業後概ね3年)
回　　数	1回
定　　員	30 人
参加者延べ人数	22 人
目　　的	Instagramをビジネスのツールとすることは不可欠である。本講座ではInstagramの機能を知り、効果的な情報発信の方法を学び、実践する機会とし、女性の起業を後押しすることを目的とする。 また、受講生同士のネットワークづくりの促進および起業応援ルーム・女性起業芽でる塾の周知の機会とする。
内　　容	■講義・グループワーク 講師：大森真菜美（BOKUSUL 代表）
成　　果	・あえてチラシを作成せずSNSを中心とした情報発信に取り組んだ。定員に達しなかったものの定員の約8割に相当する申込があり、一定の効果があったと考えられる。 ・紙面とオンラインの両方でアンケートを実施したことに加え、講座後には会場を開放したほか、「自宅でゆっくり振り返りながら回答したい」という声にも対応したことで、回収率を高めることができた。（86%　※昨年度 72%） ・受講生同士のネットワークづくりの機会を提供したことで名刺交換や SNS アカウント周知をする様子が見られた他、アンケートからも良い情報交換の場だったと意見があった。 ・（アンケートより）「知らないことや迷っていたことが解決できた」「編集アプリでアレンジをしていきたい」「リールやストーリーズ、ハイライトの活用も積極的に取り入れたい」「継続した投稿ができそう」との声から今後、実践に繋がることが期待できる。
参加者アンケート	・インスタを毎日使っていますが、まだ知らない事やどうしたらいいのか不明だったことが解決しました。 ・ストーリーズ、リール、フィード投稿について理解することが出来たので、今後うまく活用していきます。 ・他の方の Instagram を見たり、話を聞くことができたので、良い情報交換の場にもなりました。

事業名	女性起業芽でる塾
実　施　日	11 月 24 日（月・祝）、12 月6日（土）、20 日（土）、1月 24 日（土）
対　　象	連続講座：起業を目指している女性、起業して間もない女性 公開講座：テーマに関心のある方
回　　数	4回
定　　員	50 人（連続 20 人、公開 30 人）
参加者延べ人数	197 人（連続 66 人、公開 38 人、来場者 93 人）
目　　的	働き方の多様化が進む現在、社会的・経済的自立の手段として自ら「起業」を目指す女性が増えているが、従業員を雇用せずに一人で起業という比較的小規模なケースが多い。 本講座は、家事や育児、介護との両立など女性特有の問題に寄り添いながら、起業に関する基礎知識やノウハウを習得する場を提供し、女性の起業を後押しする。 また、ロールモデルとなる先輩女性起業家の経験談を通して、起業への思いを具現化し、事業発展の可能性について学ぶ機会とする。最終回は、受講生のチャレンジショップの場を提供。販売体験を通してより具体的な起業へのイメージを膨らませ、出店者とのネットワークづくりの機会を得ることを目的に実施する。
内　　容	【連続講座】 ■第1回 前半：講義／ワーク（本音のWHY作成） 後半：グループワーク(女性起業家ステップアップ支援事業) ■第2回 前半：ワーク（事業ユニット作成） 後半：グループワーク ■第3回 前半：講義・ワーク（事業ユニット作成） 後半：事業ユニット発表・講師より講評 講師：田中紳也さん（盛岡信用金庫　営業推進部　営業推進課長　兼　地域応援課長） 【公開講座】 ■第4回 前半：先輩女性起業家による講演会 講師：荒屋亜紀子さん(料理教室とランチの店あらや食堂　店主) ファシリテーター：田中紳也さん（盛岡信用金庫　営業推進部　営業推進課長　兼　地域応援課長） 後半：受講生によるチャレンジショップ（先輩女性起業家出店者）
成　　果	・講演会では、講師の等身大の話から更に、ファシリテーターからの質問等で、講話を深堀りすることができ、課題と乗り越えるヒントを参加者と共有した。 ・チャレンジショップでは起業の一歩として販売体験の場を提供でき、参加者同士の横の繋がりを提供できた。参加者から「交流ができ、刺激になった」「ジャンルは違うが共通点もあり有意義だった」との声があった。
参加者アンケート	・事業ユニット作成にあたり、個客を具体的にイメージすることの大切さ、必要としている人が 1 人いることの重要性を理解することができました。起業することと商売になることはイコールではないと実感しました。 ・本音の WHY シートを記入したことで、より自分の思いを見つめることができました。事業活動の基本は、まったく知らなかったので、分かりやすく学ぶことができました。 ・思いを形にしていく為に“行動を起こして”いくことが大事だということが改めてわかった。

事業名	**就労支援講座** **リアルトークからはじまる わたしたちの就職**
実　施　日	1 月 23 日(金)、2 月6日(金)、13 日(金)
対　　象	再就職を目指す女性
回　　数	3回
定　　員	12 人
参加者延べ人数	22 人
目　　的	再就職を目指す女性が、キャリアデザインを通して自身の強みを知り、自己肯定感を上げ、自分の個性を最大限発揮しながらキャリアを築いていくための働き方を見つめ実践につなげることを目的として行う。 また、これまでの経験から得たこと、活かせる能力、強みを整理し、参加者同士で共有することで自己実現の可能性の気づきを得る機会とする。
内　　容	■第1回 座談会・ワーク モヤモヤを言葉にして、再出発へのマインドを整える 講師：藤村七美さん（CO.CORO サポート代表） ■第2回 講義・ワーク これまでの経験を振り返り、“自分の強み”を見つける 講師：岩手キャリア形成・リスキリング支援センター ■第3回 講義・個人ワーク 応募書類から面接まで、今日から動き出す実践ステップ 講師：盛岡公共職業安定所
成　　果	・これまでの自分自身のキャリアを振り返り、そこから自分の強みを発見し、就職に向けての心構えや土台を整えることができた。また、参加者同士で話し合い共有することで、頑張ってきたこと、経験として得てきたことや今後に活かせる強みを見つめ直し、実践的な学びを通じて今後の就職活動へ向けて進んでいく意欲を持つ機会を提供できた。 ・専業主婦やひとり親の参加者もおり、新たな繋がりの場となった。
参加者アンケート	・振り返りが大事だと思った。参加者の方から「すごいね」と言われて、そうか、頑張っているんだなと実感できた。 ・応募書類の書き方を改めて見直す機会が持てたことで悩みが解消されました。面接の流れも忘れてしまっている部分が多かったので、改めて教えて頂き、参考になりました。 ・仕事を探している同じような状況の方と話しをしながら自分と向き合えたことが貴重な時間となりました。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画　基本目標1（施策1）・2-1(施策4)・2-2(施策1)

事業名	ユースリーダー講座
実　施　日	5月 19 日（月）、22（木）、11 月7日（金）
対　　象	大学生
回　　数	各1回
定　　員	－
参加者延べ人数	2校 134 人 （内訳） 5/19　岩手県立大学　社会福祉学部　3・4年生（29 人） 5/22　盛岡大学　文学部　社会文化学科（16 人） 11/7　盛岡大学　文学部　社会文化学科（89 人）
目　　的	社会に出る前の専門学校生、大学生にデートＤＶに関する正しい知識、アサーティブなコミュニケーション等、自尊感情を持って生きる大切さ、人権について考える機会をもってもらうため、学校、大学に出向き講話・グループワークを通じて、人権意識を培い次世代を担う若年層の育成を行う。
内　　容	■講話 ・デート DV(デート DV の種類、デート DV の背景と要因) ・ジェンダーについて(ジェンダーとアンコンシャス・バイアスの理解) ・アサーティブなコミュニケーション(相手を尊重するコミュニケーション) ・性の多様性(LGBTQ＋と SOGI、セクシュアリティーの理解) ・バウンダリーについて(心理的境界線を意識し望ましい関係作りを考える) ■グループワーク
成　　果	・学生に様々な気づきを得てもらうことができ、また学生が持っている恋愛観（特に愛情と束縛の捉え方）を感じることができた。 ・プログラムそれぞれの感想が偏りなく得られた。 ・多くの学生に対して講座を実施することができ、また学生のリアルな声を聞くことができた。 ・感想には、学生自身の悩みや実際に耳にしている事柄が書いてあり、本講座の意義を再確認することができた。
参加者アンケート	・DVとデートDVの違いについて理解が深まりました。男女に関わらず、互いに尊重し合える関係を築けるよう私も相手の立場にたって物事を考えられるようにしたいです。 ・知らないうちに、性についてバイアスが刷り込まれていると感じました。自分も加害者にも被害者にもならないように気を付けたいです。 ・ジェンダーやセクシャルマイノリティの議論が現代、活発になっていますが、それらを理解しているようで私自身もアンコンシャスバイアスの思考があるなど、今後、これからのものの見方について考えさせられる講義でした。 ・デートDVのひどさに驚いた。もし自分がやられていたら気づかない可能性もありそうだと思った。自分も気付かないうちに、バイアスがかかっている事を知れた。 ・無意識にしていた発言や行動が人を傷つけてしまっていたのかもしれないと思うと怖くなった。これから自分の発言や行動に気を付けて生活をしていきたいと思った。 ・本人がどうしたいかの意思を勝手に決めつけるようなコミュニケーションや相手を従わせるためのコミュニケーションがどんなに相手を傷つけるかが印象に残りました。 ・グループワークで有名な童話にもジェンダーバイアスが潜んでいることが分かった。

事業名	みんなのおしゃべりルーム
実　施　日	①1月 31 日(土) ②2月 21 日(土)
対　　象	女性
回　　数	各1回
定　　員	各5人
参加者延べ人数	7人
目　　的	パートナーや親子、職場や友人など、さまざまな人間関係に悩みを抱えている女性が、誰からも批判されない安全安心な場で気持ちを主体的に語りながら参加者の話を聴くという体験を通して、「自分ひとりではない」という体験や「自分自身の相対化、客観化、新しい洞察、気づき」を得て、参加者自身がエンパワーメントされることを目的に開催する。
内　　容	■グループ相談形式 ①テーマ:親子関係 ②テーマ:夫婦関係 ファシリテーター:もりおか女性センター　職員
成　　果	・開始時には緊張している様子が見られたが、終わり頃には全員が気持ちを語ることができた。 ・お互いの語りを聞くことによって自分自身の気持ちに気づきを得て、更に思いを語ったり、共感し合ったりする様子が見られた。
参加者アンケート	・限られた時間の中で、自分のこれまでのことを話すのが難しく、話すべき内容を話すことができなかったように感じていますが、皆さんのお話は自分に共通する部分もあり、同じような気持ちを抱えている人がいるんだと思うとホッとした気持ちになりました。 ・このような会に参加する機会を作ってくださり、ありがとうございました。参加してよかったです。 ・同じ悩み、苦しみがわかって、こころが少し軽くなった気がします。他の人の話を聞くことは大事かなと思いました。自分の中で完了してしまうと答えが出ないから。 ・自分、がんばってきたなと改めて感じました。

事業名	ウィメンズサロン・ゆるり
実施日	4月～3月　原則第4水曜日
対象	女性
回数	各月1回
定員	―
参加者延べ人数	56 人
目的	令和 6 年 4 月 1 日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)が施行された。これまでも女性は女性であるゆえの困難をかかえ性暴力や予期せぬ妊娠等の問題に直面することが多かった。更に不安定な雇用状況による経済的困窮や孤立、孤独に追いこまれることも多く、女性の抱える問題が一層複雑化、困難化してきたという現状がある。このことを意識し、女性の人権の尊重とジェンダー平等の視点から女性に寄り添う姿勢を持ち、対象者(女性)が安心安全な場を体験するとともに地域や社会資源と繋がる機会を提供することを目的とする。
内容	フリートーク、本を読む、ひとりでくつろぐ場の提供、ティータイムなどフリースペースと必要に応じて女性相談員が相談を受ける。
成果	・参加者数が伸び、継続参加者も増えた。 ・「ゆっくりできた。」という声が多く寄せられ、安心できる場でくつろいでいただけたことがうかがえた。
参加者アンケート	非公表

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・2-1(施策4)・2-2(施策1)

事業名	生徒・学生のための人権出前講座 「大切なわたし・大切なあなた」
実　施　日	４月～３月
対　　象	中学生・高校生・大学生等
回　　数	各１回
定　　員	－
参加者延べ人数	９校　1,597 人 (内訳) ６/16　星北高等学園（93 人） ７/９　盛岡市立仙北中学校　３年生（208 人） ７/14　岩手県立南昌みらい高等学校　１年生（336 人） ８/19　盛岡中央高等学校附属中学校　３年生（39 人） ９/29　江南義塾高等学校　（297 人） ９/30　岩手県立盛岡北高等学校　２年生（207 人） 10/30　盛岡市立上田中学校　３年生・ＰＴＡ講話（135 人） 11/４　岩手県立雫石高等学校（25 人） ３/19　岩手県立盛岡第四高等学校　１年生（257 人）
目　　的	ＤＶＤ視聴や、教職員によるロールプレイを交えて、デートＤＶや家族等の暴力から自分を守り、他者とのよりよいコミュニケーションについて学ぶ内容で構成。ワークブックと相談カードを配布。
内　　容	事前アンケートの結果を踏まえた職員の講義、開催校による教職員と生徒によるロールプレイ
成　　果	・生徒数が多い学校では、感想も多岐にわたり、キーワードを伝える事ができた。 ・不登校経験者が多い学校で講座を開催できたことは、他者との関係に気づきを与えたと思う。 ・猛暑のため急遽、各教室での配信になったにも関わらず、多岐にわたる感想があった。 ・これまで依頼がなかった私立高校、公立中学校、公立高校からの依頼があった。他者との関係の築き方を課題と捉えている学校のニーズとマッチしてきているのではと思った。 ・盛岡市母子健康課が実施したアンケートをきっかけに、実施依頼をいただいた。(盛岡市上田中学校) ・学校で保護者にも案内を出し、４人の保護者(女性)にも聞いてもらうことが出来た。 ・自分のこととして考えてくれた生徒が多数いた。
参加者アンケート	・相手と望ましい関係を築くには相手に合わせるだけでなく、自分の意思をしっかり持ち、相手に伝えることが大切だとわかった。自分は相手に自分の意思を伝えることが苦手だが、相手といい関係になれるように少しずつ挑戦していきたいと思った。 ・人と人との間には境界線があり、人と接していく上で尊重していきたいと思いました。また、自分と他人を大切にするコミュニケーションをとっていきたいとお思いました。 ・「自分は男だからこうあるべき」「女はこうあるべき」と偏った考えを持たずに、お互いが公平な立場であり対等に言い合えるろいう認識を持って人と接していきたい。 ・人の数だけ考え方や性の在り方があると知れました。だからこそ「Ｉメッセージ」の意識を持って人とのコミュニケーションを取っていきたいと思いました。 ・自分の体、心は大切にしていきたいし、平等な関係が大事。

2 情報事業

（1）図書

新規図書購入（年2回）の時期以外に、話題の本や講座関連の本を購入したほか、蔵書貸し出しのランキングや話題性の高いテーマに合わせたコーナーを設置し、 蔵書の掘り起こしと図書コーナー利用促進に取り組んだ。

蔵書点数	貸出点数	貸出人数	新規登録者数
8,554	2,086	1,212	78

（2）ニュースレター

昨今の社会情勢やジェンダー問題、もりおか女性センターで開催される事業や図書等の紹介を隔月発行。

発行回数　：　年4回（隔月：6・9・12・3月）
発行日　　：　発行月の 10 日　※休館日の場合は前日
発行部数　：　約 1,000 部
サイズ　　：　A3　二つ折り
配布先　　：　公共施設及び関係機関　等
その他　　：　もりおか女性センターホームページ上に PDF 化したものを掲載

（3）ホームページ

SNS を活用し、施設利用やイベント参加者増加に向けて取り組んだ。

更新回数	（うち、ホームページ）	（うち、X(旧 Twitter)	（うち、Instagram）	（うち、芽でるネット）
554 回	119 件	166 件	148 件	121 件

※ラジオmjcは令和 5 年3月 31 日終了

①ホームページ

もりおか女性センターで開催される事業案内や終了報告等の情報を随時アップ。
施設の空室情報を平日 10 時に更新。

②SNS（X、女性センターInstagram、芽でるネット Instagram）

施設や講座等の情報を発信。

（４）報道履歴

取材記事 （新聞・情報紙等）	取材記事 （テレビ・ラジオ）	事業告知記事掲載 （新聞・情報紙等）	事業告知記事掲載 （テレビ・ラジオ）
9件	2件	20 件	2件

※広報もりおか「イベント情報」欄の掲載件数は含めず



共生

支え続ける 女性の自立

盛岡市中ノ橋通のもりおか女性センター（高橋和佳子センター長）は6月1日、開所25周年を迎える。市内で活動する多様な女性団体がその必要性を訴え、男女共同参画を推進する県内初の「拠点」として誕生した。女性の自立のために、関係者の思いは当初から変わらない。四半世紀の歩みを歴代の所長、センター長5人に振り返ってもらった。

もりおか女性センター 来月開所25周年

With you ジェンダー 考える

センターの歩みを振り返る（左から）高橋和佳子さん、野崎智恵子さん、金子貞子さん、平賀圭子さん、植田眞弘さん＝21日、盛岡市・もりおか女性センター

当事者視点 大切さ実感
偏見に気付く力 後押し

歴代センター長座談会

センター＝写真＝は、時代を映し出す鏡だ。開所当初は全国的に「男女共同参画」の流れ、その中で女性センターの名称を貫いたり、平賀さん＝今は女性センターという名称の方が全国的に多いが、ただ、女性の抱える問題が解決されないので、男女共同参画はあり得ないという立場からすると、この名称を堅持してよかったのではないかなと思う。植田さん＝男性から「男だって苦しいんだ」とおっしゃるところはだれも聞いている」と私たちを励ましてくれた。高橋和佳子さん＝センターの歴史や成り立ちを理解しやすい。この名称だからこそ女性が相談しやすい面はある。敷居を低くするなどのメリットはあったと思う。

県内のジェンダー平等への意識はどうだったか。

野崎智恵子さん（初代所長の）教授5年目の頃、所で教員向けの勉強会で「ジェンダー」について話してください」と頼まれた。当時としては画期的だったね。地域の会合で、女性だけがなぜか裏方をやっていたが、男性の意見で「弁当」に変わったのも見た。

植田さん＝法制度的には変わったが、意識は変わっていないと思う。教材研究に「北東北、学力の低さは」と教えたら、女性の教科が「家庭もなくおやじが感個でいる社会」と答えた。私たちを励まし、応援してくれる団体や個人もたくさんいた。

高橋さん＝今の若い人たちはバイアス（偏見）にとらわれるし、そのアクションは全国、世界に波及する力を持っている。そういった人たちを応援する女性センターであってほしい。未来へバトンをつなぐために、（聞き手はメディアセンター・今野研好）

植田 眞弘（うえだ・まひろ）さん 岩大名誉教授。専門は国際法。男女共同参画センター（現在は男女共同参画プラザ）の初代所長を2期4年務め、NPO法人等と協力しシンポジウムなどを開催。1995年の北京世界女性会議の成功に向けた動きにも関わった。盛岡市在住。77歳。

平賀 圭子（ひらが・けいこ）さん 県内や東京で小学校教諭を務め、東京都女性の10年プラン推進センター（現男女共同参画センター）で勤務。06～11年と11～19年にセンター長。盛岡出身、東京都在住。85歳。

金子 貞子（かねこ・ていこ）さん 県内の中学校教諭を務めた後、NPO法人盛岡市男女共同参画センター（現男女共同参画プラザ）の設立に尽力。11～17年に2代目センター長。盛岡市在住。80歳。

野崎 智恵子（のざき・ちえこ）さん 県内の小学校に勤め、県立大学の教授を務めた。盛岡市在住。85歳。

高橋 和佳子（たかはし・わかこ）さん 岩手県立大学総合政策学部の開学に伴い、盛岡市に転勤。同学部の開設準備や教育研究に携わった。00年の開学と同時にセンターに転職。現在は、盛岡市在住。85歳。

進んだ？ ジェンダー平等 職員に聞く「達成度」

今年は、国連が「国際女性デー」（3月8日）を定めて50年、第4回世界女性会議で女性の人権保障をうたった「北京宣言・行動綱領」が採択されて30年という節目の年。ジェンダー平等は進んだのか。もりおか女性センター職員に本県の「達成度」を聞いた。

政治 20% 見えない壁 まだある

センターとしても政治を語り合える場の創出に取り組み、女性や若者の意識の変化は少しずつ感じる。一方で、政治家は男性だらけ。女性は必ずしも無関心ではないのに参画や立候補が遠ざかってしまう、見えない壁がまだある。（Uさん）

職場 50% 男性加わりカバーを

育児や介護を背負う女性は労働や転勤などを自分の意思だけでは即答できない。同じ女性でも独身や既婚、育児中で状況が違う。働きやすさは女性同士がカバーし合ってつくり出すのではなく、そこに男性も加わってほしい。（Sさん）

教育 50% 統計的な向上感じる

教育委員会の委員や校長を務める女性の割合など統計的に見て向上や遅歩を感じる。多様性を意識した学校制服の導入も広がる。それでも、女子の大学進学に慎重で、専業主婦となることを勧める家庭もいまだにあるようだ。（Mさん）

地域 35% 意思決定 主導もっと

町内会や保護者会などでも意思決定の場に男性が多い構図は変わらない。その場に参画できても、無意識に男性に主導権を渡す女性は多い。男女の対立や分断ではなく、互いの生きづらさを認識し合える機会が増えたらいい。（Yさん）

家庭 20% 我慢の強要 変わらず

昔に比べて、子どもの病院受診や送迎などをする男性の姿を街でよく見かけるようになった。しかし、女性相談を担当する立場から言うと、相談内容の6割はDVの悩み。女性が我慢を強いられている現状は変わっていない。（Eさん）

相談 講座 広がる取り組み
センターの現在

2000年の開所当初から取り組む事業の一つに女性相談がある。夫婦や親子、メール相談も始まり、家庭や職場などで悩みを抱える女性からの電話相談が後を絶たない。ドメスティックバイオレンス（DV）関連の相談件数は年々増えるという。22年に男性相談も始めた。

主催講座のテーマは防災やジェンダー、心と体のケアなど多岐にわたる。6月23～29日の「男女共同参画週間」や11月12～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にも、市民団体と共同でのレインボーマーチ（講座や生活用品の実演販売などを行い、寄り添う）、県内にはセンターのほか、盛岡市男女共同参画センター（019・604・3303）へ。

就労に向け、情報収集や出店体験の場として開放する。国内外の動向や市民のニーズに目を向けた新たな取り組みなどを模索する。開所25年の歩みや、男女共同参画に向けた市内で働く女性に聞いたアンケート結果などをパネル展示する。期間は6月13～27日。

事業に関する問い合わせは、もりおか女性センター（☎019・626・5660）へ。

国内外の動き

1904（明治37）年 米ニューヨークで婦人参政権を求めるデモが起きる
45（昭和20）
日本で婦人参政権確立、国際連合が誕生
75（昭和50）
国際婦人年世界会議開催、3月8日を国際女性デーに制定
79（昭和54）
国連総会で女子差別撤廃条約を採択
80（昭和55）
日本が女子差別撤廃条約に署名
84（昭和59）
男女雇用機会均等法成立
85（昭和60）
育児休業等に関する法律が成立
89（平成元）
協会で「厚生科」が男女共学に
91（平成3）
第4回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」を採択
92（平成4）
男女共同参画推進本部設置
94（平成6）
DV防止法施行
95（平成7）
女性活躍推進法施行
99（平成11）
#MeToo運動が国内でも広がる
2000（平成12）
男女共同参画基本法施行
01（平成13）
05（平成17）
06（平成18）
09（平成21）
10（平成22）
15（平成27）
16（平成28）
17（平成29）
医学部入試で女子三浪などに不利な得点が発覚
18（平成30）
男性の育休取得率が初めて3割を超える
21（令和3）
22（令和4）
24（令和6）

もりおか女性センターを巡る動き

盛岡市内で活動する多様な女性団体が集う
女性団体交流会が始まる
「もりおか女性の会」結成
もりおか女性の会が市にセンターに関する陳述書・要望書を提出
もりおか女性センター開所
NPO法人「ふらプランニング・いわて」設立、運営受託し「働く婦人の家」と統合し、名称を変える
ふらプランニング・いわてが指定管理者となる
内閣府として県北初の配偶者暴力相談支援センターに指定
ふらプランニング・いわてが男女共同参画プラザを受託、「就業応援ルーム マザーズネット」を開設
センター移転決定
コロナ禍で「生理の貧困」が浮き彫りとなり、生理用品の無料配布を実施
男性相談の受付を開始

■岩手日報 2025 年5月 29 日付

岩手日報社の許諾を得て転載しています。



はたらく　暮らし　ライフ　健康・医療　共生

わきまえない女になって

日本の女性学研究の第一人者で東京大名誉教授の上野千鶴子さん（76）の講演会は22日、盛岡市中ノ橋通のプラザおでって開かれた。上野さんは、男女の進学率や賃金格差などのデータに触れ、女性が文化的、政治的に意欲や経済的に豊かさをそがれてきた実態を解説。「誰かが止めなければならない」と語り、「わきまえない女になって」と呼びかけた。

上野千鶴子さん 盛岡で講演

進学率、賃金格差 「政治に女性を」

講演会は男女共同参画週間（23～29日）に合わせ、同市ともりおか女性センターが主催し、市内外の約160人が参加。上野さんは「地方女子はなぜ生きづらい？」と題して講演した。

男女雇用機会均等法が成立した1985年に労働者の10人に1人が働き、働く女性の10人のうち6人が「非正規で働いている」と指摘。「政治がつくった女性差別の構造を変えるには、政治に女性を送り出すしかない」と訴えた。

制緩和の影響で「日本の女性の3人に1人が貧困状態」などと厳しい現状を示した。

講演会後にはアフタートークも行われ、会場の10～30代の3人が登壇。「自分の感じていた不平等感が可視化された」「自分が普段感じている窮屈さを『政治による人災だ』と言ってくれて感動した」などの感想が語られ、上野さんが「わきまえない女になってください。困ることは何もない」とエールを送った。

講演要旨はこちら

アフタートークで県内の女性たちと語り合う上野千鶴子さん（左から2人目）

「危機感」地方変革の動機に

本紙インタビュー

―地方から女性が流出している。

「若い女性も地元に愛着を持っている。けれど、その好きだっていう気持ちを受け入れてくれる受け皿がなさすぎる。一番大きいのは、やりたい仕事がないことと収入が低いこと。地方発活動は補助業務などに固定されてしまう」

「『生き働きたい』と思う女性たちは、専門職志向が高い。地方でそれをかなえてくれるのは公務員や教員だが、公務員にも男女格差がある」

―中央の省庁や大企業は変わらなくちゃと変化してきているが、なかなか地方に波及しない。動機づけがないと変わらない。最大の動機づけは危機感。私は、地方のおじさんたちの危機感が薄いと思う。このままや会社がジリ貧になる一方なのに」

―本県は本年度、人口減少対策の柱にジェンダーギャップ解消を掲げている。

「人口減少対策としてジェンダー平等を目指すのは、『女性を産む機械』としか見ない本末転倒だが、それでも危機感の表れだから活用したらよい」

―セミナーや講演会などの啓発活動だけでは意味がない。

「つもかけ声と意識改革、啓発ばかり。実効性のある政策にならないと、自治体が委託業者を選ぶとき、管理職の女性比率というジェンダーギャップ指数を事業者の採択にするなども手だ」

―岩手の女性にメッセージを。

「岩手で思い出すのは大谷翔平。岩手にとどまったら、今の大谷翔平はいない。だから、出て行ってもいい。逃げてもいい。自分が納得できる選択をすることが一番大事。どんな人生を送るか、選ぶのはあなたです」

差別・セクハラ「ある」6割

もりおか女性センターは、盛岡市内で働く20～50代の女性を対象にアンケート調査を実施した。職場で男女差別を感じたことがある人や、セクハラ被害の経験がある人はともに6割を超えた。男女雇用機会均等法成立から今年で40年。県内でも働く女性たちの困難が続いている現状が浮かび上がった。

アンケートは4月末～5月下旬にセンター利用者や市内の事業者に配布。106人から有効回答を得た。

「仕事をする上で男女差別を感じたことはありますか」との問いに対し、67%が「ある」と回答。「管理職や役員は男性ばかり」（20代）、「イベントの受付やお茶出しは女性がするべきと上司に言われた」（50代）などの声が寄せられた。

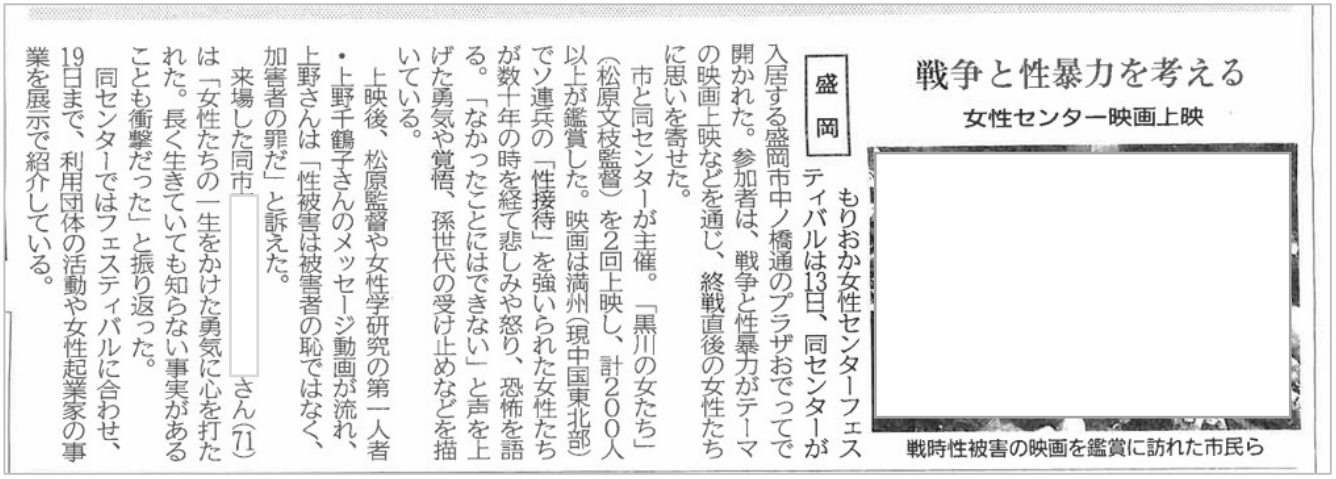
「職場でセクシュアルハラスメントの被害にあった経験はありますか」との問いには、66%が「ある」と回答。「下ネタを言われる」（30代）などの精神的なセクハラのほか、「取引先の男性と2人で食事後、ラブホテルに連れて行かれそうになった。習い女性の上司に相談したが笑い話で終わった」（30代）、「お酒の入った席で体を触られたり顔をなめられたりした。若い女性にはそのようなことはしないが50代なら許されると思っているようだ」（50代）など身体的なセクハラも多かった。

同センターでは2007年に同様の調査を実施。今回の調査では、男女差別、セクハラともに「ある」との回答の割合が増加していた。高橋和佳子センター長は「被害意識が明確化されるようになり声が上げやすくなった面もあると思うが、差別やセクハラは依然として横行し内容も深刻だ」と受け止める。

「女性に選ばれる岩手にしていくために、人権意識をしっかりと持つことが大事だ」と意識改革を呼びかける。

もりおか女性センター・市内調査

■岩手日報　2025年6月23日付
岩手日報社の許諾を得て転載しています。



盛岡

戦争と性暴力を考える

女性センター映画上映

もりおか女性センターフェスティバルは13日、同センターが入居する盛岡市中ノ橋通のプラザおでってで開かれた。参加者は、戦争と性暴力がテーマの映画上映などを通じ、終戦直後の女性たちに思いを寄せた。

市と同センターが主催。「黒川の女たち」（松原文枝監督）を2回上映し、計200人以上が鑑賞した。映画は満州（現中国東北部）でソ連兵の「性接待」を強いられた女性たちが数十年の時を経て悲しみや怒り、恐怖を語る。「なかったことにはできない」と声を上げた勇気や覚悟、孫世代の受け止めなどを描いている。

上映後、松原監督や女性学研究の第一人者・上野千鶴子さんのメッセージ動画が流れ、上野さんは「性被害は被害者の恥ではなく、加害者の罪だ」と訴えた。

来場した同市[redacted]さん（71）は「女性たちの一生をかけた勇気に心を打たれた。長く生きていても知らない事実があることも衝撃だった」と振り返った。

同センターではフェスティバルに合わせ、19日まで、利用団体の活動や女性起業家の事業を展示で紹介している。

戦時性被害の映画を鑑賞に訪れた市民ら

■岩手日報　2025年9月14日付
岩手日報社の許諾を得て転載しています。
※写真はなし



親子で料理 楽しいな

ひとり親家庭の教室

盛岡

ひとり親家庭の親子を対象とした料理教室は9月23日、盛岡市中ノ橋通のプラザおでってで開かれた。参加者はコメのとぎ方など料理の基本からおさらい。親子で一緒に調理し、食べる喜びを改めて実感した。

市ともりおか女性センター（高橋和佳子センター長）が主催し、親子7組17人が参加。同市の料理研究家佐藤満子さんの指導の下、煮込みハンバーグやサラダ、みそ汁など5品の調理に挑戦した。

ハンバーグは煮込むことで焼き加減を心配しなくていい。味付けはケチャップやソースなど身近な調味料を使い、調理のハードルを下げた。子どもたちからも「おいしい」「家でも作りたい」と好評だった。

参加した母親は「自宅の台所に3姉妹が並ぶと手狭で、そろって調理することが少なかった。協力しながら取り組む姿に感激した」と笑顔を見せていた。

全国女性会館協議会、包装材製造の日本テトラパック（東京）共催。同社の紙パック入り牛乳やコーンの食材提供を受け実施した。

佐藤満子さん（右）に教わりながら食材を切る親子

■岩手日報　2025 年 10 月1日付

岩手日報社の許諾を得て転載しています。



もりおか女性センター 25

男女共同参画を考える情報紙

「あの・なはん」NO.96

あなたの声に寄り添う

「もりおか女性センター」は、本年度で開設25周年を迎えました。今号の「あの・なはん」では、「安心して相談し、学び、つながれる場」として開設されたセンターの歩みと、現在の施設や取り組みを紹介します。

（問）男女共同参画推進室☎626-7525

女性センターの歩み

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、全国で男女共同参画の推進が加速しました。盛岡でも女性団体の声を受け、平成12年6月に県内初の男女共同参画を推進する拠点施設として「もりおか女性センター」を開設しました。この25年間、共働き世帯の増加や少子高齢化、コロナ禍など状況の変化に対応しながら、誰もがお互いの人権を尊重し合える地域社会を目指して歩み続けてきました。

講座・イベントの変化

開設当初は、女性の自立や社会参画をテーマとした講座が中心でしたが、近年は防災、ジェンダー理解など、性別や年齢を問わず参加できる学びの場へと広がっています。

DVセンターとしての機能

平成21年には、市町村として東北初の配偶者暴力相談支援センターに指定され、県と連携して相談できる窓口として、相談者一人一人に寄り添った支援を続けています。

東日本大震災での取り組み

平成23年の東日本大震災では、電話相談事業や買い物代行、安否確認などの被災地支援を行い、被災した女性の自立を後押しする取り組みにつながりました。

5つの機能

学ぶ……学習・研修の機会の場
出会う・力をつける……活動促進・交流の場
悩み・考える……相談
考え究める……調査・研究事業
知る……情報提供・収集の場

独りぼっちで悩まないで

女性相談

女性の相談員による面接と電話相談。事前に予約した人を優先します。

●月・火・木曜／10時～17時　水・木以／10時～20時

LGBT相談

電話相談のみ。予約が必要です。ご本人以外からの相談もできます。

●第2土曜

男性相談

男性の相談員による面接と電話相談。予約が必要です。

●第2月曜／17時～19時

受け付け：☎604-3304

秘密は必ず守ります

事例1（女性相談）

夫から暴言を言われているのでつらい…

先入観や社会規範などの根底にある問題をひも解きながら、その先の選択をサポートします。必要に応じて、法的手続きや支援先をご案内します。

事例2（男性相談）

仕事や家庭で疲れている、どうにもならないと思っている…

男性の声に寄り添い、状況を客観的に理解するためのサポートをし、必要に応じて、法的な手続きなどの情報提供をします。

女性が気軽に立ち寄れる場所

ウィメンズサロン・ゆるり

本を読んだり、お話をしたり、思い思いに過ごせる場所です。予約は不要です。

●第2月曜／17時～19時

生理用品の無料配布

経済的な理由などで生理用品の入手が困難な方に、窓口で無料配布をしています。

（なくなり次第終了）

※生理用品の寄付も受け付けています（外封筒未記載のもの）

施設紹介

1 団体コーナー　男女共同参画や生きる方に関する本を中心に、借りたり閲覧したりできます。

2 子どもの部屋　就学前の子と保護者がくつろげるスペースです（授乳・おむつ替えもできます）。

3 交流コーナー　少人数の打ち合わせや読書、勉強などに使えるフリースペースです。

4 生活アトリエ　男女共同参画社会を推進する団体が講座・研修・交流などで使用できます（要予約）。

▲利用している様子

大学生の声

静かに集中できるのでテスト勉強などで利用しています。ちょうどいい座席数でテーブルやカウンター席もあり利用しやすいです。

防災アクショングループ 中村 善郎さん

防災士は男性が多いこともあり、男性視点の避難所生活などもう多くなりがちですが、女性センターを利用して活動すると女性の意見が聞きやすく、それを取り入れた演空などを考えることができるので良さな応用だと思います。

Iwate F Action Project 遠藤 節子さん

ジェンダーに関することを話し合ったり、ジェンダー平等の実現について発信する拠点として利用することがあります。絵本読み聞かせ、個人的な活動もしやすい雰囲気で重宝しています。

7 起業応援ルーム 夢ですネット　女性の起業講座・就労支援講座を開催するほか、コワーキングスペース、出店体験の場としてもご利用いただけます。

各種講座・イベントで学べます

男女共同参画に関する講演会や映画上映、出前講座などさまざまな事業を展開しています。
今後の講座やイベントは、広報もりおかや市公式SNS（交流サイト）などでお知らせします。

女性起業芽でる塾

1月に開催した「女性起業芽でる塾」では、講演のほか、受講生と先輩起業家によるチェンジショップを開催。参加者が自らのアイデアを形にし、起業への一歩を踏み出すきっかけとなりました。

受講生交流会 YUMIMIN 内藤 由美子さん

起業について、受講生と交流交換ができたり、講師や識者からアドバイスを受けたり、何で起業するか決断としていたところから、絵本を制作して販売することにチャレンジし、出店体験もできました。

次の25年へ

高橋和佳子センター長

誰もが自分らしく暮らせるまちに

もりおか女性センターは、平成12年6月プラザおでっての開館とともに歩み25年になりました。多くの先輩達の熱い思いや知恵が実を結び、これまで講演会や映画会、各種講座や相談事業などを実施してきました。また、盛岡市男女共同参画条例に基づき、一人一人が望む暮らし方や働き方を選択でき、性別にかかわらず尊重される社会を目指してきました。これからもジェンダー平等の実現を軸に据え、市民が楽しい、次世代の活動を育む拠点として新たな一歩を踏み出してまいります。

ご利用案内

●もりおか女性センター　（ホームページ）
●起業応援ルーム 夢でるネット　（ホームページ）

■広報もりおか　2026 年3月1日付

盛岡市広聴広報課の許諾を得て転載しています。

3 相談事業

（1）相談件数推移

		令和7年度（2025）	令和6年度（2024）	令和5年度（2023）	令和4年度（2022）	令和3年度（2021）
	面接	705	757	790	758	772
	電話	718	637	713	649	1,066
	メール	38	46	38	36	46
再掲	DV	425	702	889	797	1,015
再掲	デートDV	361	38	22	12	13
再掲	ストーカー	12	6	0	4	3
	合計	1,461	1,440	1,541	1,443	1,884

※令和7年度　相談開設日数は　243 日

（2）相談内訳

◆年代別

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	不明
面 接	7	42	173	162	195	66	47	5	8
電 話	4	39	118	211	152	48	85	11	50
メール	1	0	0	4	2	0	0	0	31

◆主題別

	生き方	こころ	からだ	仕事	夫婦	家族	対人	暴力	暮らし	その他	再掲 D V	再掲 デートDV	再掲 ストーカー
面接	51	60	0	4	441	105	32	6	4	2	425	3	3
電話	40	64	1	7	385	141	52	14	11	3	361	5	0
メール	2	3	1	1	14	9	5	1	0	2	12	0	1

※「暴力」は性暴力、セクハラ、デート DV、ストーカー等

◆その他

配偶者暴力相談支援センターにおける対応件数	
DV 証明発行件数	92 件
緊急宿泊件数	1件
弁護士による法律相談件数	22 件

４　管理事業

（１）施設利用状況（開館日数　347 日）

施設	人数
生活アトリエ	3,050 人
交流コーナー	16,366 人
子どもの部屋	876 人
相談	1,461 人
図書コーナー	1,212 人
館外　主催事業	4,150 人
起業応援ルーム	908 人
合計	28,023 人

◆年度別推移

令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)
28,023 人	26,460 人	27,150 人	24,452 人	19,331 人

（２）視察・講師・インターンシップ受入等

来館日	来館者	内容
4/4	新日本婦人の会 岩手支部（２人）	【視察】 ・相談事業にかかるヒアリング対応について
6/3	岩手県議会 人口減少・若年女性支援調査特別委員会 (12 人)	【視察】 ・当センターの事業紹介、施設見学
7/7	陸前高田市議会議員 （１人）	【視察】 ・事業について
8/26	岩手大学人文社会科学部 （１人）	【インターンシップ受入】 ・当センターについて（施設見学、男女共同参画）
9/2	岩手県立大学社会福祉学科 （１人）	【インターンシップ受入】 ・当センターについて（施設見学、男女共同参画）
10/22	目黒区女性団体連絡会 （５人）	【交流】 ・当センターの事業紹介、施設見学、女性団体との交流
12/2	岩手県立南昌みらい高等学校（５人）	【総合的な探求の時間】 ・当センターについて（施設見学、男女共同参画）

5 その他

（1）生理用品配布事業

令和3年度から開始の生理の貧困に悩む市民等を対象に窓口にて、生理用品を無料で配布した。

配布実績：339人(延べ)

購入数：146個

寄付等：188個

資　料

１　盛岡市男女共同参画推進条例

○盛岡市男女共同参画推進条例

令和元年６月28日条例第８号

盛岡市男女共同参画推進条例

目次

前文
第１章　総則（第１条～第８条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本体制（第９条～第11条）
第３章　男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第12条～第22条）
第４章　審議会（第23条～第30条）
第５章　雑則（第31条）
附則

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる環境の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題に位置付けており、本市においてもこれまで、その実現を目指し、課題解決のためのあらゆる取組を着実に推進してきた。

人口減少と少子高齢化の急速な進展に加え、人々の価値観の多様化が進む中、これらの社会情勢の変化に対応しうる男女共同参画社会を実現するためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、多様な生き方を選択でき、あらゆる人が活躍できる環境の促進を図らなければならない。

よってここに、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　男女共同参画　誰もが、性別等にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

（２）　市民　市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。

（３）　事業者　営利を目的とするとしないとを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（４）　教育関係者　市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。

（５）　性別等　性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。

（６）　性別等による人権侵害　ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。

（７）　ワーク・ライフ・バランス　誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は、相互の協力及び社会の支援の下に、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（１）　誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。

（２）　誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

（３）　誰もが、性別等にかかわりなく、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

（４）　誰もが、性別等にかかわりなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。

（５）　誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を

尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図る責務を有する。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。

２　事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

３　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第７条　教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、教育を行うとともに、あらゆる教育の場において男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めなければならない。

２　教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（禁止事項等）

第８条　何人も、性別等による人権侵害をしてはならない。

２　何人も、情報を発信するに当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないよう努めなければならない。

第２章　男女共同参画の推進に関する基本体制

（推進計画）

第９条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第３項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定し、公表するものとする。

２　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　男女共同参画の推進に関する目標及び施策の方向

（２）　前号に掲げる事項に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する施策

（３）　前２号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

４　前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（実施状況の公表）

第10条　市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（推進体制の整備）

第11条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等必要な体制を整備するものとする。

第３章　男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（情報の収集及び提供）

第12条　市は、男女共同参画の推進に関する情報を収集するとともに、男女共同参画の推進に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第13条　市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

（拠点施設）

第14条　市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進に努めるものとする。

（啓発活動）

第15条　市は、市民、事業者及び教育関係者に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

２　市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、推進月間を設ける。

３　推進月間の期間は、市長が別に定める。

（教育及び学習の振興等）

第16条　市は、男女共同参画についての意識の形成を図るため、男女共同参画の推進に関する教

育及び学習の振興、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動を促進するための措置）

第17条　市は、市民、事業者及び教育関係者が自発的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（積極的改善措置）

第18条　市は、施策の実施に当たり、第２条第１号に規定する機会について、性別等による格差が生じているとみられる場合は、この格差を改善するために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供するよう努めるものとする。

２　市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（災害対応）

第19条　市は、災害の防止、災害への対応及び災害からの復興においては、男女共同参画の視点を踏まえ、施策の推進に努めるものとする。

（支援措置）

第20条　市は、性別等による人権侵害により困難な状況に置かれている人を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、性別等に対する理解の促進及びその理解の不足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に努めるものとする。

（相談申出への対応）

第21条　市長は、性別等による人権侵害に関し、市民、事業者又は教育関係者から相談があったときは、関係機関と連携し、公平かつ適切に対応するものとする。

（苦情申出への対応）

第22条　市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育関係者から苦情の申出を受けた場合は、公平かつ適切に対応し、適切な措置を講ずるものとする。

２　前項の場合において、市長が必要があると認めたときは、当該苦情の内容について、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第４章　審議会

（設置）

第23条　推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関連する事項について、市長に意見を述

べることができる。

３　審議会は、必要があると認めたときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（組織）

第24条　審議会は、委員12人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　知識経験を有する者

（２）　関係団体に属する者

（３）　関係行政機関の職員

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第25条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第26条　審議会は、市長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第27条　審議会に部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長及び副部会長１人を置き、部会に属する委員の互選とする。

４　部会長は、部会の事務を掌理し、部会の議長となる。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　前条の規定は、部会の会議について準用する。

（審議会の議決の特例）

第28条　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（庶務）

第29条　審議会の庶務は、市民部において処理する。

（委任）

第30条　第23条から前条までに定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第５章　雑則

第31条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際、現に定められている第２次盛岡市男女共同参画推進計画は、第９条第１項の規定に基づき策定された推進計画とみなす。

２　盛岡市女性センター条例

平成12年３月30日条例第25号

改正

平成17年３月30日条例第17号
平成27年12月24日条例第55号

盛岡市女性センター条例

（趣旨）

第１条　この条例は，女性センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　男女共同参画社会の形成に資するため，各種の講座，研修，情報及び交流の場の提供，相談事業等を行う施設として，女性センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
もりおか女性センター	盛岡市中ノ橋通一丁目１番10号

（開館時間）

第３条　女性センターの開館時間は，午前９時から午後９時30分まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあっては，午前９時から午後５時まで）とする。ただし，市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する女性センターにあっては，指定管理者。以下第６条まで及び第９条において同じ。）が特に必要があると認めたときは，これを変更することができる。

（休館日）

第４条　女性センターの休館日は，次のとおりとする。ただし，市長が特に必要があると認めたときは，臨時に開館し，又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

（１）　毎月第２火曜日

（２）　12月29日から翌年の１月３日までの日

（使用の許可等）

第５条　女性センターの生活アトリエ又は子どもの部屋（以下「生活アトリエ等」という。）を使用しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。

２　市長は，生活アトリエ等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，前項の許可をしないものとする。

（１）　公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（２）　施設又は設備を汚損し，損傷し，又は亡失するおそれがあるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか，生活アトリエ等の管理上適当でないとき。

３　市長は，女性センターの管理上必要があると認めたときは，第１項の許可に条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第６条　市長は，女性センターの管理上必要があると認めたとき又は前条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可を取り消し，同条第３項の条件を変更し，又は行為の中止若しくは女性センターからの退去を命ずることができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

（２）　偽りその他の不正の手段により前条第１項の許可を受けたとき。

（３）　前条第１項の許可を受けた後において同条第２項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（４）　前条第３項の条件に違反したとき。

（禁止行為）

第７条　女性センターを使用する者は，女性センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　物品の販売その他の商行為をすること。

（２）　許可を受けないで印刷物，ポスター等を掲示し，又は配布すること。

（３）　特定の政治運動又は宗教活動をすること。

（使用料）
第８条　女性センターの使用料は，無料とする。
（損害賠償）
第９条　使用者は，自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し，損傷し，又は亡失したときは，市長の指示するところにより原状に回復し，又は損害を賠償しなければならない。
（指定管理者による管理）
第10条　女性センターの管理は，指定管理者に行わせるものとする。ただし，次条第１項の申請がなかったとき又は同条第２項に規定する審査の結果，指定できるものがなかったときは，この限りでない。
（指定管理者の指定の手続）
第11条　女性センターの管理について，法第244条の２第３項の規定による指定を受けようとするものは，市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。
２　市長は，前項の申請があったときは，次に掲げる事項等を審査し，その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。
（１）　市民の平等な使用が確保されること。
（２）　サービスの向上が図られること。
（３）　管理に係る経費の縮減が図られること。
（４）　事業計画書に基づき，継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。
（指定等の告示）
第12条　市長は，前条第２項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の２第11項の規定に基づき，その指定を取り消し，若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは，その旨を告示しなければならない。
（変更の届出）
第13条　指定管理者は，その名称，住所その他市長が定める事項に変更があったときは，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。
２　市長は，前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは，その旨を告示しなければならない。
（指定管理者による管理の基準）
第14条　指定管理者の行う女性センターの管理の基準は，次のとおりとする。
（１）　法，この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき，適正に管理すること。
（２）　取得した個人情報を適正に管理すること。
（指定管理者の業務）
第15条　女性センターの管理に係る指定管理者の業務は，次のとおりとする。
（１）　第３条ただし書の規定に基づき，開館時間を変更すること。
（２）　第４条ただし書の規定に基づき，臨時に開館し，又は休館すること。
（３）　第５条第１項の許可を行うこと。
（４）　第５条第２項の規定に基づき，同条第１項の許可をしないこと。
（５）　第５条第３項の規定に基づき，同条第１項の許可に条件を付すること。
（６）　第６条の規定に基づき，第５条第１項の許可を取り消し，同条第３項の条件を変更し，又は行為の中止若しくは女性センターからの退去を命ずること。
（７）　指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
（８）　施設及び設備の維持管理に関すること。
（９）　前各号に掲げるもののほか，女性センターの管理に関すること。
２　指定管理者は，前項第１号又は第２号の行為を行おうとするときは，あらかじめ，市長に届け出なければならない。
３　指定管理者は，第１項第４号から第６号までのいずれかの行為を行おうとするときは，あらかじめ，市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも，同様とする。
（事業報告書の提出）
第16条　指定管理者は，毎年度終了後，市長が定める日までに，当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し，市長に提出しなければならない。ただし，年度の途中において法

第244条の２第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは，当該指定を取り消された日後，市長が定める日までに，当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し，市長に提出しなければならない。

（１） 業務の実施状況

（２） 使用者の数

（３） 管理経費の収支状況

（４） その他市長が必要があると認めた事項

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか，女性センターの管理に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

この条例は，規則で定める日から施行する。

（平成12年規則第37号で平成12年６月１日から施行）

附　則（平成17年条例第17号抄）

１　この条例は，平成18年４月１日から施行する。ただし，第２条及び次項の規定は平成17年４月１日から，第４条及び附則第３項の規定は公布の日から施行する。

３　第１条の規定による改正後の盛岡市牧野条例第13条及び第14条に規定する指定の手続等並びに第３条の規定による改正後の盛岡市女性センター条例第11条及び第12条に規定する指定の手続等は，この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成27年条例第55号）

この条例は，公布の日から施行する。

３　盛岡市女性センター条例施行規則

平成12年５月31日規則第42号

改正

平成17年３月31日規則第37号

盛岡市女性センター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，盛岡市女性センター条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき，及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可申請）

第２条　条例第５条第１項の許可を受けようとする者は，盛岡市女性センター使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する女性センターにあっては，指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし，子どもの部屋の使用（貸切使用を除く。）に係る同項の許可を受けようとするときは，口頭で当該許可の申請を行うことができる。

２　前項本文の申請は，女性センターを使用しようとする日の３月前から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし，市長が女性センターの管理上支障がないと認めたときは，この限りでない。

（使用の許可等）

第３条　条例第５条第１項の許可は，盛岡市女性センター使用許可書の交付をもってする。ただし，前条第１項ただし書の許可は，口頭での通知をもってする。

２　前項本文の許可書の交付を受けた者は，女性センターを使用しようとするときは，当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

（指定管理者の指定の手続）

第４条　条例第11条第１項の規定による申請をしようとするものは，盛岡市女性センター指定管理者指定申請書に女性センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　条例第11条第２項の規定による通知は，指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市女性センター指定管理者指定通知書により，指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市女性センター指定管理者不指定通知書により行うものとする。

（指定通知書等の掲示）

第５条　指定管理者は，前条第２項の盛岡市女性センター指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を女性センターにおいて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（条例第13条第１項の市長が定める事項）

第６条　条例第13条第１項の市長が定める事項は，次のとおりとする。

（１）　指定管理者の代表者及び女性センターの長

（２）　指定管理者の指定に際し，当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項

（３）　前２号に掲げるもののほか，指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附　則

この規則は，条例の施行の日（平成12年６月１日）から施行する。

附　則（平成17年規則第37号抄）

１　この規則は，平成18年４月１日から施行する。ただし，第１条，第18条及び次項の規定は平成17年４月１日から，第28条（第７条及び第８条の改正規定中「別表第３第１号の表の備考２」を「別表第３第１号の表の備考３」に改める部分に限る。）の規定は公布の日から施行する。

４　もりおか女性センター運営委員会

（１）もりおか女性センター運営委員会設置要綱

（設　置）
第１　特定非営利活動法人参画プランニング・いわて（以下「指定管理者」という。）が管理するもりおか女性センターの管理運営に関する重要な事項について調査審議し、及び意見等を聴くため、盛岡市もりおか女性センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）
第２　委員会の審議事項は、次のとおりとする。
(1)女性センターの管理運営に関すること。
(2)女性センターの年間事業計画に関すること。
(3)女性センターの運営に関する評価に関すること。
(4)その他女性センター管理運営のために必要な事項に関すること。

（組　織）
第３　委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、指定管理者が委嘱する。
2．委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
3．指定管理者が指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日をもって任期満了とする。

（委員長及び副委員長）
第４　委員会に委員長及び副委員長各１名を置き、委員長は委員の互選とする。
2．副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
3．委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
4．副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会　議）
第５　委員会は、指定管理者が招集する。
2．委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3．委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4．委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

（庶　務）
第６　委員会の庶務は、女性センターにおいて処理する。

（その他）
第７　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は指定管理者が別に定める。

（実施期日）
第８　この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

（２）令和７年度もりおか女性センター運営委員名簿

氏　名	所　属
乙部　陵子	もりおか女性の会
小山　花子	盛岡大学文学部教授
木村　幸地	岩手県環境生活部若者女性協働推進室 特命参事兼青少年・男女共同参画課長
佐藤　卓	公募委員
菅原　のぞみ	エスクル岩手　代表
長谷川　美智子	公募委員
福島　裕子	岩手県立大学看護学部　学部長

（五十音順／敬称略）
令和８年３月 31 日現在

5　もりおか女性センター別館（働く婦人の家）の歩み

年 月 日	記　　事
昭和46·	勤労婦人代表や諸団体から「働く婦人の家」設置要望
47· 7· 1	勤労婦人福祉法が施行される。
8·	働く婦人の家着工。（厚生省補助）
48· 3·	施設竣工(1階 とりょう保育園、2階 働く婦人の家)
4·14	職員発令　　（初代館長　長野マサ）
4·21	落成式
6· 9	元労働大臣　野原正勝氏来訪
10· 3	ロシア料理教室(日ソ親善協会等と共催)
11·24	洋裁店従業員懇談会
11·30	長岡輝子を囲む詩の朗読会
12·22	生活問題懇談会発足(のちの日用品を生かす会)
49· 1·22	長野県教祖婦人部長来訪
3· 2	おひな様とお茶を楽しむ会(H6年度まで続く)
4·24	第1回日用品を生かす会
7·30	東北地区働く婦人の家相談事例研修会(盛岡開催)
8·18	厚生省中央児童福祉審議会委員来訪
8·23	料理室床改修工事
9·18	労働省婦人労働課職員来訪
50· 4·23	第3回開館記念及び国際婦人年記念植樹しだれ桂
8·11	図書の館外貸出し開始
51· 8·10	斜路改修工事
52· 9·22	第1回婦人の家まつり
54· 3·15	増改築工事(3·4階)完了
	(ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設置 2階3階働く婦人の家 4階保健ｾﾝﾀｰ)
55·11·11	大曲市働く婦人の家会員との交流会
56· 4· 1	（第2代館長　及川サチエ）
57· 7·15	働く婦人の家全国会議(盛岡開催)
10·14	10周年記念婦人の家まつり
58· 1·28	移動開設講座開始　（Ｈ５年まで続く）
3·15	婦人の家講師懇談会
62· 4· 1	（第3代館長　亀井良子）
8·	隣接地に市保健センター新館完成
63·11·11	婦人の家まつりを成果発表会に改称
平成2·3·24	働く婦人の家利用者連絡協議会発足総会
4· 6·23	韓国女性会館職員研修視察来訪
9·	ホームヘルパー養成研修事業の県指定を受ける
5·10· 2	開館20周年記念ウォークラリー大会
10·21	レインボー交流事業(婦人少年協会等と共催)
11· 5	20周年記念成果発表会
7· 4· 1	（第4代館長　高橋牧子）
9· 7· 1	（第5代館長　金子貞子）
10· 6·19	働く婦人の家利用者連絡協議会発足10周年を
	記念して機関紙創刊
11· 6~7	25周年記念成果発表会
11· 6·23	男女共同参画社会基本法が施行される。
12· 3· 3	東北ブロック老人介護講習会終了生グループ
	情報交換会開催(盛岡市)
3·15	10· 6·19の機関紙の愛称を「わっなぎ」とする

年 月 日	記　　事
12· 4· 1	企画部に組織換え(産業部から)
6· 1	女性センター開設(同所長は働く婦人の家館長
	が兼務する)
9·19	開館以来の利用者数延べ150万人達成
11·22	東北地区保育サービスグループ交流会開催(盛岡)
13· 6· 1	働く婦人の家運営委員の改選
7·10	エレベーター再稼動
10·18	東北地区保育サービスグループ交流会開会(盛岡)
14· 4· 1	働く婦人の家連絡協議会が働く女性の家連絡協
	議会に名称変更（全国）
9· 9	3階女子シャワー室修繕工事
15·4·1	（第6代館長　野崎智恵子）
4·29	東北地区女性の家協議会総会(盛岡開催)
6·1	働く婦人の家運営委員の改選
4·18	30周年記念日用品を生かす会(第54回)
11·7~8	30周年記念成果発表会
16·	盛岡市の行財政構造改革により、働く婦人の家は
	女性センターと統合の方針提示
17· 2· 8	国から働く婦人の家転用承認通知
3·	市議会において女性センター条例一部改正が可決。
	名称変更、働く婦人の家条例・運営委員会条例廃止
	18年度指定管理者導入
4·1	もりおか女性センターと統合。女性センターは本館、
	働く婦人の家は女性センター別館に名称変更
27·3·1	当面の間、休館
27·12·24	もりおか女性センター別館の廃止

もりおか女性センター概略図



令 和 7 年 度 業 務 概 要

発　行　：　令和８年 10 月

編　集　：　もりおか女性センター指定管理者
　　特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて

所在地　：　〒020-0871　岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目 1-10
　　プラザおでって５F
　　TEL　019-604-3303　FAX　019-601-4031